

印西地区消防組合公告第10号

地方自治法第234条第1項の規定により、事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年7月7日

印西地区消防組合管理者 板倉 正直

1 事業名称

- (1) 業務名 職員被服購入
- (2) 納入場所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地
印西地区消防組合消防本部
- (3) 納入期限 令和6年3月29日（金）現消防職員貸与分
令和6年3月15日（金）新規採用職員分
- (4) 事業概要
 - ①目的 職員貸与被服及び新規採用職員分被服購入
 - ②規模等 貸与被服一式
 - ③仕様 別途仕様書のとおり
- (5) 入札方法 事後審査型制限付一般競争入札

2 入札参加条件

入札参加を希望する場合の資格要件は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する場合は参加することができない。
 - ・印西地区消防組合を構成する市（印西市及び白井市以下「関係市」という。）の令和4・5年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されていない者。
 - ・印西地区消防組合及び関係市の建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を当該事業の公告の日から入札日までの間受けている者。
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - ・当該事業の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
 - ・印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱の別表に規定する措置要件に該当する者。

(2) 別表に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札参加資料の提出等

入札参加希望者は、別表に定める届出期間内に事後審査型制限付一般競争入札参加届出書を持参若しくは書留又は簡易書留により提出するものとする。

(1) 様式 印西地区消防組合ホームページ→入札情報からダウンロード

URL <http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/>

(2) 期間 令和5年7月7日(金)から令和5年7月20日(木)
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

(4) 場所 印西地区消防組合消防本部総務課

4 設計図書等の配布又は縦覧又は貸出

印西地区消防組合入札約款及び本業務に係る契約書案、設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の縦覧は次のとおり行う。

(1) 縦覧期間 令和5年7月7日(金)から令和5年7月20日(木)
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

(2) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで

(3) 縦覧場所 印西地区消防組合消防本部総務課(入札約款及び本業務に係る契約書案)
印西地区消防組合消防本部総務課(設計図書等)

5 質問及び回答

設計図書等に関して質問等がある場合は、事業担当(総務課)に電話連絡のうえ、使用印の押印された質問書により、次のとおりファクシミリ又は電子メールにて提出すること。質問締切までは何度でも質問をすることができる。

(1) 期間 令和5年7月7日(金)から令和5年7月20日(木)

(2) 提出先 印西地区消防組合消防本部総務課

回答は、令和5年7月27日(木)までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。

なお質問ができる者は、別表に定める資格要件のうち「工種(業種)」「事業所の所在地」の全てを満たす者とする。

6 入札及び開札

(1) 入札期間

別表に定める。

(2) 入札方法

入札期間に持参若しくは書留又は簡易書留により入札すること。

落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札金額は税抜とすること。

(3) 開札

別表に定める。

7 落札候補者及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定

別表に定める。

(2) 疑義申立て

落札候補者を選出した後、疑義申立ての期間について、契約の締結を一時保留し、これを経過した後、落札者を決定する。なお、疑義申立てにより、設計の違算を確認し、当該入札を無効とした場合には、消防組合は当該入札において、生じた一切の責任を負わない。

(3) 落札者の決定

別表に定める。

8 契約の締結について

落札候補者は、落札決定の日から7日以内（休日を除く。）に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。また、期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

9 入札参加資格等確認書及び確認資料等の提出

開札後、落札候補者となった者は、別に配布する事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認書提出要領に基づき、落札候補者として決定した日から起算して5日以内に入札参加資格等確認書及び確認資料等を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

10 その他

(1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(3) 入札参加者は、入札約款及び設計図書等を熟読し、入札に参加すること。

(4) 提出された届出書等は返却しない。なお、届出書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしない。資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。

(5) 納期は、事情により変更することがある。

11 問い合わせ先

印西地区消防組合消防本部

入札担当 総務課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 4 2

事業担当 総務課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 4 3 2 1

F A X 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 1 4

E-mail fire-inzaichiku@nifty.com

印西地区消防組合公告第10号 別表

入札に関する事項			
1 事業概要			
事業名	職員被服購入		
納入場所	印西地区消防組合消防本部	納期	現消防職員貸与分 令和6年3月29日まで 新規採用職員分 令和6年3月15日まで
概要	消防職員の被服購入		
予定価格	¥9,135,900円(税抜)		
2 入札参加条件			
資格要件	工種(業種)(※1)	物品部門 (消防・保安用品、(防火服・保護具))	
	事業所の所在地(※1)	指定なし	
	その他事業に必要な資格条件	指定なし	
3 入札参加資料の提出等			
届出期間	令和5年7月7日(金)から令和5年7月20日(木) 午前9時から午後5時まで		
届出書類	事後審査型制限付一般競争入札参加届出書		
4 設計図書等の交付等			
交付期間	令和5年7月7日(金)から令和5年7月20日(木) 午前9時から午後5時まで		
5 質問及び回答			
質問	令和5年7月7日(金)から令和5年7月20日(木) 午前9時から午後5時まで		
回答	令和5年7月27日(木)までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。		
6 入札及び開札			
入札期間	令和5年8月1日(火)から令和5年8月3日(木) 午前9時から午後5時まで 入札書等の提出を書留又は簡易書留とすることができる。		
開札	令和5年8月4日(金)午前9時30分以降、公告の番号順に行う。 入札者が一人の場合でも、落札決定を行う。		
7 落札候補者、入札参加資格確認及び落札者の決定			
落札候補者の決定	予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。		
事後審査書類の提出	入札参加資格等確認書及び確認資料を持参により提出。		
備考			
事業担当	印西地区消防組合消防本部総務課 (電話) 0476-46-9942 (ファクシミリ) 0476-46-9914 (電子メール) fire-inzaichiku@nifty.com		

(※1) 令和4・5年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されている者。

物品類売買契約書

物品類売買契約書

1. 事業の名称 職員被服購入
2. 納入場所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地
印西地区消防組合消防本部
3. 納入期限 令和6年3月29日 現職員貸与分
令和6年3月15日 新規採用職員分
4. 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
5. 契約保証金

上記の物品類売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって物品類売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地
印西地区消防組合
氏名 管理者 板倉 正直 印

受注者 住所
氏名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする物品類売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の目的である物品を契約書記載の納入期限内に、納入するものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。

3 受注者は、物品を納入する場合において、設計図書にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の物品類売買代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、物品類売買代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、当契約の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、当契約の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(担当職員)

第5条 発注者は、担当職員を置いたときは、その氏名等を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

2 担当職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する納品を完了させるための受注者に対する指示。
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出、又は質問に対する承諾、又は回答。
 - (3) この契約の履行に関する受注者との協議。
 - (4) この契約の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。
- 3 発注者は、2名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が担当職員を置かないときは、この約款に定める担当職員の権限は、発注者に帰属する。(納品書等の提出等)
- 第6条 受注者は物品を納品するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納品するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検収に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。(納入期限の延長等)
- 第7条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申し出があつた場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。(契約内容の変更等)
- 第8条 発注者は必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。この場合において契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。(天災その他不可抗力による契約内容の変更)
- 第9条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済事勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。(検収)
- 第10条 発注者は第6条第1項の規定により受注者から納品書の提出があつたときは、その日から起算して10日以内に発注者又は発注者が検収を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)の職員をして検収を行うものとする。
- 2 前項の検収を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、破壊もしくは分解又は試験により検収を行うことが出来る。
- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検収に立ちあわなければならない。
- 4 受注者は、第1項の検収に立ちあわなかったときは、検収の結果について異義を申し立てることができない。

- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検収のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検収を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 6 第1項及び前項の検収に直接必要な費用並びに検収のため、変質、変形、消耗又はき損した物品にかかわる損失は、すべて受注者の負担とする。
- 7 受注者は、第1項の検収に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検収を受けなければならない。この場合において、修補の完了を物品類納入の完了とみなして第2項から第6項までの規定を準用する。

(契約代金の支払い)

- 第11条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したとき又は第13条第2項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検収に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、設計図書等において納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときはこの限りではない。
- 3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。
- 4 発注者が、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者は発注者に対して支払い遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(引換え又は手直し)

- 第12条 受注者は、納入した物品の全部または一部が第10条第1項の検収に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第6条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検収を行うものとする。
- 5 第10条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検収について準用する。

(減価採用)

- 第13条 発注者は第10条第1項又は前条第4項の検収に合格しなかった物品等について、その契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。
- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

- 第14条 物品の所有権は、検収に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されるものとする。
- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第15条 発注者は、納入された物品が品質不良、変質、数量の不足その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、別に定める場合を除き、受注者に対して、物品の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第16条 発注者は、引き渡された物品に関し、第14条第1項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された物品の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、物品の納入が完了するまでの間は、次条又は第17条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第17条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第3条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 納入期限内に物品を納入することができないとき又は納入期限後相当の期間内に物品を納

入する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関して公正取引委員会が、受注者（受注者が協同組合又は共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員。次号において同じ。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) この契約に関して受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 第3条第1項の規定に違反して物品類売買代金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (5) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (8) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に物品類売買代金債権を譲渡したとき。
- (11) 第18条又は第18条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除

を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条の4 第17条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条の5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第17条の2又は第17条の3の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、物品類売買代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第17条の2又は第17条の3の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における印西市契約事務規則(平成18年規則第19号)第29条第1項に規定する違約金の率で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により契約の内容を変更したため物品類売買代金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条の規定による物品の納入の中止の期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条の3 第18条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第18条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条又は第18条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第2項の規定による物品類売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第19条 発注者は、契約が解除された場合においては、分割納入した物品を検収の上、当該検収に合格した部分および部分払いの対象となった契約代金の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた分割納入した物品に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、分割納入した物品を最小限度破壊もしくは分解又は試験により検収することができる。

2 前項の場合において検収又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第20条 受注者は、第17条の3第1号又は第2号のいずれかに相当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(遵守義務違反)

第21条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成27年告示第69号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第22条 受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

暴力団等（暴力団対策法第2条に規定するものをいう。）から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(延滞違約金)

第23条 受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約の締結日における印西市契約事務規則（平成18年規則第19号）第29条第1項に規定する違約金の率で計算した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第10条第1項又は第12条第4項の検収に合格したときは、第1項の遅延損害金の額は、契約金額から当該検収に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第12条第2項の規定により引き換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検収に要した日数を算入しない。

（相殺）

第24条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

第25条 受注者は、この契約の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

（補 則）

第26条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知及び監督)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守するよう監督しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された、文書、図画及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。また、承諾は書面によるものとする。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注

者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報を取り扱う事務従事者の明確化)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために特定個人情報を取り扱う事務従事者を報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての報告)

第11 受注者は、発注者から要求があった場合は、特定個人情報の取扱いの遵守状況について、書面により報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての实地調査)

第12 発注者は、特定個人情報の取扱いについて、必要が生じた場合は、受注者の了解を得て、受注者の事業所を实地調査することができる。なお、調査にあたっては受注者の立会いを求めるものとする。

(事故発生時の報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 個人情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

行政情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、行政情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための行政情報の取扱いに当たっては、行政等の権利利益を侵害することのないよう、行政情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る行政情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の行政情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために行政情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(行政情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た行政情報を、当該事務を履行するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された行政情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための行政情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した行政情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この行政情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの行政情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 行政情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

情報セキュリティ特記事項

(行政情報の管理及び取扱い)

第1 受注者は、行政情報を取り扱うシステムにパスワード等によるアクセス制限を行わなければならない。

(記録媒体の管理)

第2 受注者は、行政情報を記録した取り外し可能な記録媒体を保管する場合、外部からの脅威にさらされないよう施錠ができるなど安全な場所に保管し、適切に管理しなければならない。

(記録媒体の処分)

第3 受注者は、記録媒体が磨耗等により不要となった場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去等を行った上で廃棄しなければならない。

第4 受注者は、行政情報を記録した記録媒体の廃棄は、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録し、発注者に報告しなければならない。

(情報システムの搬入・搬出)

第5 受注者は、機器等を搬入・搬出する場合は、あらかじめ既存情報システム等に対する安全性について、可能である場合には調査し、発注者に報告するものとする。

なお、調査が困難である場合には、発注者に確認する等適切な対応を行うものとする。

第6 機器等の搬入・搬出には、発注者及び受注者が立ち会うものとする。

(設置に係わる事項)

第7 受注者は、停電及び電圧異常等によりデータ等が破壊され、業務処理に支障を来す恐れのある情報システムの機器の電源は、当該機器を適切に停止するまでの間に必要な電力を供給する容量の予備電源を備え付ける等の措置を講じなければならない。

第8 受注者は、配線が傍受又は損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を講じなければならない。

第9 受注者は、設置する情報システム等の動作に影響を及ぼさない場所を考慮し、設置しなければならない。

第10 受注者は、設置する情報システム等を盗難より防止するための物理的措置を講じなければならない。

第11 受注者は、情報システムを組合の施設以外に設置する場合は、発注者の許可を得ると共に、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(作業に係わる事項)

第12 受注者は、機器等の管理及び保守に従事させる者を発注者の許可を得て、その設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。また発注者から身分証明書の提示を求められた場合には、提示しなければならない。

- 第13 受注者は、業務目的以外での情報システムの使用を行ってはならない。
- 第14 受注者は、成果品（保守の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。
- 第15 受注者は、発注者の許可を得ずに、記録媒体等を執務室外に持ち出してはならない。
- 第16 受注者は、発注者の許可を得ずに、情報システムの機器を執務室外に持ち出してはならない。
- 第17 受注者は、いかなる場合にも知り得た情報を他に漏らしてはならない。
（パスワード等の管理）
- 第18 受注者は、自己の保有するパスワードについて、不用意にもらしたりメモを作ったりしないようにするなど、パスワードの秘密保持に努めなければならない。
- 第19 受注者は、I Cカード又はユーザーI D等を適切に管理しなければならない。
（仕様書等の管理）
- 第20 受注者は、当該システムの仕様書等を最新の状態にしなければならない。また、システムの仕様変更等の処理を行った場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。
（侵害記録の作成）
- 第21 受注者は、当該システムに侵害が発生した場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。
（発注者以外のネットワークとの接続）
- 第22 受注者は、当該情報システムを発注者以外のネットワークとの接続する場合、ネットワーク構成、機器構成及び情報セキュリティレベル等を詳細に検討し、情報資産に影響が生じないことを確認したうえで、発注者の許可に基づき接続しなければならない。
- 第23 受注者は、発注者以外のネットワークとの接続を行うことでネットワークの安全性が脅かされることの無いようにセキュリティ対策に努めなければならない。
- 第24 受注者は、接続した発注者以外のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを物理的に遮断しなければならない。
- 第25 受注者は、発注者のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを、発注者以外のネットワークから遮断しなければならない。
（情報システムの追加・変更）
- 第26 受注者は、情報システムのソフトウェアを追加・変更する場合は、情報セキュリティ上問題にならないかどうか確認後、発注者の許可を得なければならない。
- 第27 受注者は、ソフトウェアを追加・変更する場合は、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。
（情報システムの変更管理）

第28 受注者は、情報システムを追加、変更した場合は、その際の設定・構成等の履歴を記録・保存し、必要な場合には復旧できるようにしなければならない。

(情報システムの保守及び更新)

第29 受注者は、情報システムに情報セキュリティに関する不具合が生じた場合は、速やかに対応を行わなければならない。

第30 受注者は、情報システムのソフトウェアの更新については、計画的に実施しなければならない。

(機器の修理及び廃棄)

第31 受注者は、情報システムの機器を修理する場合、又は貸借期限終了等により廃棄する場合、可能な範囲でバックアップを取らなければならない。

第32 受注者は、情報システムの機器を修理により、組合の施設外に機器を持ち出す場合、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。なお、行政情報の消去が難しい場合は、発注者の立ち会いのもと、組合の施設内において作業を行わなければならない。

第33 受注者は、貸借期限終了等により廃棄する場合は、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。

(機器構成の変更)

第34 受注者は、情報システムの機器の増設・交換を行う必要がある場合には、発注者の許可を得なければならない。

(ウイルス対策)

第35 受注者は、情報システムにウイルス対策ソフトを導入しなければならない。

第36 発注者は、ウイルスチェック用のパターンファイルを常に最新のものに更新しなければならない。

第37 受注者は、ウイルスに関する情報の収集に努め、当該情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には、その情報を発注者に伝え、注意を喚起しなければならない。

第38 発注者は、当該情報システムにおいて、コンピュータウイルスが発見されたときは、速やかに受注者に報告しなければならない。

(不正アクセス対策)

第39 発注者は、情報システムのセキュリティに関する情報を常に収集し、受注者より修正プログラムの提供があった時は、速やかに対応しなければならない。

第40 発注者は、情報システムに不正アクセスの疑いがある場合には、受注者に報告しなければならない。なお、このとき、受注者は適切な措置を講じなければならない。

(法令等遵守)

第41 受注者は、以下の法令等を遵守する。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)

- (3) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 印西地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）

暴力団排除等に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)である。

(2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(5) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は第1号から第4号に該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除及び賠償)

第3条 印西地区消防組合(以下「発注者」という。)は、契約の定めるところの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者により契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(関係機関への照会)

第4条 発注者は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除を目的として、必要と認める場合には、受注者に対して、受注者又はこの契約の下請負人等の役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 発注者は、受注者から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

3 受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するも

のとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求に対する措置)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者は、自ら又は下請事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第6条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱(平成29年告示第3号)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請事業者が報告を怠った場合も同様とする。

消防吏員用被服仕様書

印西地区消防組合

総則

この仕様は印西地区消防組合において調達する消防吏員用被服の仕様について定める。

1. 冬制服

1 仕様生地

表地

品名	ニッケ #600E紺
混紡率	ウール 100%
組織	2/2 正斜紋（綾織）
糸番手	経 2/36 緯 2/36
密度（10cm間）	268本×224本以上
引張強力（N）	経 550以上 緯 460以上
引裂強力（N）	経 18以上 緯 18以上
寸法変化率	経、緯とも3%以下
色相	E紺（指定）
重量	308g/m ² 以上
染色堅牢度	4級以上

裏地

品名	B3000 ツイル
素材	ポリエステル 100%
組織	綾織

2 型式

上 衣

総裏、剣衿、ダブル、6ツ釦2ツ掛け、ノーベンツ、左胸箱ポケット、左右両腰に雨蓋付きポケット、及び左右の袖に袖章付き、飾りミシンは0.5cmとする。左袖にマジックテープを付けエンブレムを取り付ける。

ズボン

ウエスマン付きワンタック、脇ポケットは斜め切り替へ、尻ポケットは右尻に雨蓋付き、前開きファスナー仕立て、ベルト通しは8本、裾シングル、シロセット加工。

3 縫製

上衣

1 衿

カラークロスにバイヤスの襟芯を貼り、折返し線に一条のミシン縫いをする。
地衿付きは、千鳥ミシン縫いをする。

2 胸及び腰ポケット

胸ポケットは左胸部に口巾 11.5 c m、深さ 14 c mを 1 個付け、内側にループをつける。腰ポケットは片玉縁で巾 5 c mの雨蓋付き、口巾 15 c m、深さ 20 c mのものを左右につける。

3 内ポケット

左右に口巾 14 c m、深さ 19 c mとし、雨蓋は三角雨蓋を付け口の両端にミシン門を入れ、袋の下部は見返し縫い代に止める。

4 前身頃

前部全面に芯を貼り、胸ダーツは片倒しとし、脇切り替えは、縫い割りとする。増芯は肩幅いっぱいに入れ、第一釦の下部までとし、身頃に馴染ませて、しっかりととじ付ける。

5 裏

総裏とする。

6 裾

前身頃の裾折り返しは 4 c mとし、裏地はきせを掛ける。背の裾は 4 c m上がりとする。

7 袖及び袖付け

袖口の折り返しに芯を貼り、袖章を左右の山袖の袖口より 10 c mの位置に縫い付ける。袖章はミシン縫いとし、黒綿織線をつける。階級により金・銀線を縫い付け、消防章をつける。

8 肩台

増芯と裏地の間にとじ付け、袖付け縫い代に緩みをもってつける。

9 吊紐

左下袖縫い目の位置に付け、ボタンは第 2 釦の真横とする。

10 ボタン

金色消防章 20mm足付き釦を 6 個付ける。(2 ツ掛け)

11 階級章止め

右前胸部の所定の位置に、共地でちいを縫い付ける。

12 片布

左内ポケット下部に縫い付ける。縦 5 c m、横 7 c m。ポケット口と平行につける。

13 エンブレム台座

エンブレム台座を左袖に取り付ける。(取り付け方については、担当者と協議の上とする)

(ズボン)

1 前タック

左右に各1本、外向きタックをとる。

2 後ダーツ

左右に後2本とる。

3 膝当

前身頃腰上端より、膝下10cmまで通し生地をつけ両脇は表地と共にオーバーロックを掛ける。裾はほつれない物を使用する。

4 脇ポケット

左右の脇縫い目より前方4cm、ウエスマン付けより2cm下がり、口長さ15cmの斜め切り替え式ポケットを付ける。袋の深さは、下止まりより、13cm、巾16cmとし、右ポケット内部に忍びポケットを付ける。

5 尻ポケット

後身頃右に、上端から9cm下がって、口長さ14cm、深さ18cmの肩玉縁雨蓋付きポケットを付ける。

6 腰

巾3.5cmのウエスマン付きとし、芯を入れファスナー上部に前カンを付ける。腰裏はマーベルトを使用し、後身頃中央で合わせ縫いをする。

7 天狗・前立

芯を貼り、ファスナーを付け、天狗の上がり巾は、3.5cmとし、前立には、巾3.5cmでミシン縫いする。

8 ベルト通し

巾0.8cm、長さ(使用部分)4.5cmのループ8本を上端より0.5cm下がりで、マーベルトに貫通縫いにする。

9 脇縫い・内股縫い

上端から、裾口まで50番手の環縫いとし、割る。

10 小股・尻縫い

小股は十文字縫いから4cmとし、尻縫いは縫い割りとし、二重環縫いとする。尻上部縫い代は3cmとする。

11 シック

胴裏地を使用し、巾2cm、長さ10cmとし縫い代に止める。

12 靴づれ

巾2cm、長さ16cm上がりの表地の耳を使用し、縫い付ける。

13 裾

裾の折り返しは巾6cmとし、ルイスミシンで縫い付ける。

14 片布

上前脇ポケットの中央に縫い付ける。

15 その他

仕様及び縫製その他細部について、必要のあるとき又は、疑問が生じた時は、速やかに消防本部へ連絡し指示をうけること。

2. 冬制帽

1 使用材料

表生地	ニッケ#400E紺
裏天井	黒メッシュ
裏天井汗止め	塩化ビニール 径約120mm 銘板入れ付
腰枠	ポリエチレン板 厚さ0.3cm 黒
庇	表 レザー塩化ビニール張り付け 裏 シボ付きレザー塩化ビニール張り付け 色 黒
アゴ紐	発砲ポリエチレン、表面塩化ビニールコーティング 黒 巾1.2cm
すべり	デラクール 巾4cm 黒
周章	制帽の腰周りに黒色の斜子織りを巻き、階級により、蛇腹黒及び蛇腹金線を使い分ける。
耳章	金五分雪章割足
前立バネ	扇形ポリエチレン板にバネを内包する。 黒色
ハト目	黒200番
張り出し芯	軟質ポリエチレン 幅約10mm かまぼこ型 黒色
ネームカード	上質紙に印刷する。
徽章	形状寸法準則とおりとする。

2 縫製

- (1) 裏天は円形とし、ネームポケットをつけて、ネームカードをいれる。
- (2) マチは前面2枚、後面2枚を縫い合わせ縫い代を割り、ステッチを施す。

- (3) 天井とマチの上端を縫い合わせ、縫い代を割る。
- (4) 腰布を輪状とし、後部を組み合わせ縫い代を割る。
- (5) マチの両側左右に2個のハト目を装着する。
- (6) 腰布の上部とマチの下端を縫い止める。
- (7) 裾布の縫い目を後面とし、蛇腹の縫い目を全面とする。
- (8) 蛇腹を階級により、輪状に縫い付ける。
- (9) 腰枠を寸法に基づいて、輪状に縫い付ける。
- (10) ひさしの中央と帽体の前面中央を正しく合わせ、すべりの下端より縫い、ひさしとすべりを縫い合わせ、すべりの重ね目に1個のハト目をつける。
- (11) アゴ紐、耳章は所定の位置に、徽章は前面中央に正しくぬいつける。

3 その他

仕様及び縫製その他細部については当本部の承認を受け、必要のあるとき又は疑問が生じた時は、速やかに消防本部へ連絡し指示をうけること。

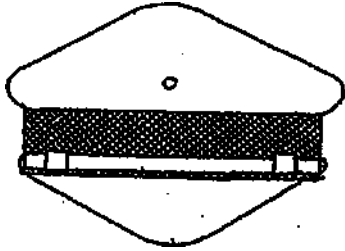
4 サイズ

(単位：c m)

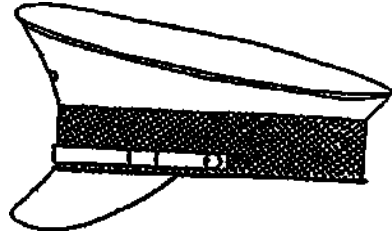
54	55	56	57	58	59	60	61
----	----	----	----	----	----	----	----

許容差 ±0.3

全面



側面



前章



前章用消防章



耳章



3. 夏制服

1 使用生地

別に定める生地規格とする。

2 型 式

(1) 上衣

カッターシャツ型長袖カフス付き、又は半袖外折り返し付きとする。

胸部左右1個ずつ雨蓋付貼ポケットを付け、マジック止めとする。

生地と同系色のボタン6個を一行に付ける。

肩章付とし、衿はワイシャツ型とする。

(2) ズボン

長ズボン型、裾シングルとする。

両脇ポケットは斜め切りポケットとし、後ろポケットは片玉縁とし、左側はボタン止めとする。

3 縫 製

<上 衣>

(1) 衿

衿巾中央4.5cm、衿先巾7.0cmとし、芯地を入れ周囲を地縫い返し飾りミシン縫いとする。

表衿は吹きを持たせ、折り返しの厚みを引かぬように注意すること。

上衿周囲（下部を除く）及び衿台の周囲に飾りミシンをかける。

特に、衿先は大切なポイントとなるので、たるみ・つれ等がないように仕上げること。

(2) 衿台

中央で3.5cmとし、身頃と上衿を挟んだ状態で逢着し、衿付けは二条縫いとし下部の一条は裏に落とす。芯はベース芯を使用すること。

(3) 胸ポケット

左右表胸部に付け、口巾13cm、深さ14.5cm（センターで）とし、ポケット口より2cmの位置に雨蓋を付ける。大きさは中央で6.5cm横巾14cmとする。左胸雨蓋内側より1.5cmの位置から使用部分3cmのペンセクションを付け、そこから1.5cm中央よりに巾2cmのネームプレート用セクションを付ける。左右胸ポケットは外側に約1.0cmの傾斜を付ける。

右胸ポケット内側に手帳止めのループを付ける。（別添図参照）

- (4) 肩章
先剣型とし、肩章芯を入れ、周囲は0.5cmの飾り縫いをする。肩章先は衿付け縫いより2.0cm肩よりの位置とする。肩章付けは袖付けに挟み込み縫いし、身頃側に倒しクロスにステッチを掛ける、肩章開き止まり部は二重縫いする。
- (5) 袖付け及び袖脇縫い
地縫いし裁ち目は合わせてオーバーロックかがりをする。(インターロック縫い可) 袖縫いは脇縫いと通して縫う。
袖付けは地縫いし裁ち目オーバーロックかがりをし、0.5cm巾の飾り押え縫いをする。
- (6) カフス及び剣ボロ
長袖は、シングルカフス式とする。
カフス幅は6.5cmとし芯を入れる。
剣ボロは上前幅2.5cm、丈16.5cm、下前幅1.1~1.2cm、開き13.5cm程度とし端飾りをするとともに、口押えを二重縫いする。
ヒダは袖口外側に深さ1.5cmのものを2本取り、カフスと袖身頃を十分縫い込む。
ただし、半袖にあつては袖口を3.5cm外側に折り、袖口より3cmの所に飾りステッチを入れる。(別添図参照)
- (7) 衿吊り・サイズ
衿吊りは衿腰中央に取り付ける。サイズは衿吊り中央にサイズラベルを縫い付ける。
- (8) 片布
身頃下前裾に、指定の物を縫い付ける。
- (9) ヨーク及び背プリーツ
表ヨークと裏ヨークで後身頃を挟み縫いし、衿付け中央で7.5cmとする。
背プリーツは中央ボックス型とする。(別添図参照)
- (10) 前立
前立は本前立とする。
前立幅は、3.5cmとし、両端0.5cmの飾りステッチをする。
- (11) 裾
乗り型、三ツ巻縫いとする。
- (12) ボタン
ボタンは生地と同系色で上質の物を各部位に取り付ける。又、スペアボタンを下前裾表に1個取り付ける。(直径13mm4ツ穴、再生ポリ使用の物)
- (13) エンブレム台座

エンブレム台座を左袖に取り付ける。(取り付け方については、担当者と協議の上とする)

(14) 階級章及び階級章止め

右胸ポケット中心部 1cm 上の位置に、階級章台座用のマジックテープ (2.5cm×4cm) を縫い付ける。(別添図参照)

(15) 個人名札及び台座

左胸ポケット中心部 1cm 上の位置に、個人名札及び台座用のマジックテープ (2.5cm×4cm) を縫い付ける。

(16) 配色

衿台内側、肩章裏、雨蓋裏、カフス裏はズボン生地 (紺色) を使用する。

<ズボン>

(1) 前タック

左右各 2 本を外向きに付ける。深さ 2cm とする。

(2) 後ダーツ

左右に各 2 本とる。

(3) 膝 当

前身頃上端より、膝下約 10cm まで通し生地を付け、両脇は表地と共にオーバーロックかがりをする。裾に耳を使用しないときは三ツ巻縫いをする。

(4) 脇ポケット

左右各 1 個斜めポケットとし、ポケット口に綿テープを引き、飾りミシンを入れ、向当布は脇縫いから 7cm 以上とする。

ポケットは脇縫いから前立寄り 4cm、腰上端から 7cm の位置とし、下端は脇縫目の位置とし、ポケット巾は 15cm、向当布と共に袋地に縫い付ける。ポケット口の上下端とも閉止めし、ポケット袋は口巾下部より 15cm 程度、底巾 16cm 程度とする。

(5) 小物入れ

右ポケット内側に口巾 8cm 程度、深さ口巾下部より 7cm、底巾 8cm 程度のものを付け必ず返し縫いする。

(6) バンドループ

巾 1.5cm で使用部分 4.5cm のものを 8 本付ける。

ズボン腰上端より 1~1.5cm の位置にベルト通しの上部を地縫いし、押え返しミシンにして、上部は三ツ折り二条縫い、下部は二ツ折り二重縫い付けする。

- (7) 後ポケット
後身頃左右に、外観上適正な位置に、使用部分口巾 14 c m、深さ 18 c m のものを付ける、ポケット口は片玉とし、左ポケットはボタン止めとする。尚、口端は門ぬき止めにする。
- (8) 腰裏
ウェスマン付きとし、芯を入れファスナー上部に前カンを付けウェスマン奥端は二ツ折りしマーベルトにまつりつける。
ウェスマン巾 3.5 c m、腰裏はマーベルトを使用し後身頃中央で合わせ縫いをする。
- (9) 天狗及び前立
芯を貼り、ファスナーを付け、剣型鼻天狗とし、鳩目穴をかがる。
天狗の上り巾は、3.5 c mとし、前立には巾 3.5～3.7 c mでミシン縫いをする。
- (10) 尻縫
裁ち目にはオーバーロックをかけ、二重縫いし完全に割ること。
- (11) 小股
5 c m程度とし機械門止めとする。
- (12) シック
裏地を使用し、巾 2 c m、長さ 10 c mとし縫い代に止める。
(天狗からの続きシックも可)
- (13) 片布
上前脇ポケットの中央に縫い付ける。
- (14) サイズ表示
上前ウェスマンに縫い付ける。(別添図参照)

その他の事項

裁断及び縫製仕上げに際し、すべて最良の方法で行うこと。

ボタン付けは手付け及びミシン付けとし、手付けは2本糸にして1つの穴に3回以上通し3回以上根巻きをする。

穴かがりは、機械穴とし、ボタンに合うようにかがり糸が抜けないようにする。

ポケット地及びマーベルトの色相はクリーム系とし、良質な物を使用する。

芯地は、必要な部分に入れ、シャツの衿先にはキーパーを使用する。

規格

区 分		規 格		試 験 方 法
混 用 率		麻（長織紡糸） 15% ポリエステル（再生ポリエステル使用） 85%		±5% JIS L 1030-1 及び JIS L 1030-2
番 手	経	36/1 s 167dtex / 2		JIS L 1096
	緯	36/1 s 167dtex / 2		
密 度 (本/2.54cm)	経	58本以上		JIS L 1096
	緯	48本以上		
質 量		165 g/m ² 以上		JIS L 1096
引張強さ	経	780N以上		JIS L 1096 ラベル・ストリップ法 試験条件 ※1
	緯	680N以上		
寸法変化率		経・緯共 ±1.5%以内		JIS L 1096 D法
ピリング		4級以上		JIS L 1076 A法 10時間
染色堅牢度	耐 光	4級以上		JIS L 0842
	洗 濯	4級以上		JIS L 0844 A-2号
	汗	4級以上		JIS L 0848
	摩 擦	4級以上		JIS L 0849 II形
組 織		平 織		JIS L 1096
色 相		サックス・紺色		
制 電 性		制電機能を付与すること		※2

※1 試料幅 5 cm
引張速度 20 cm/min
つかみ間隔 20 cm
試験機 定速伸長形

※2 生地の経方向に導電性繊維を織り込むものとする

上衣サイズ

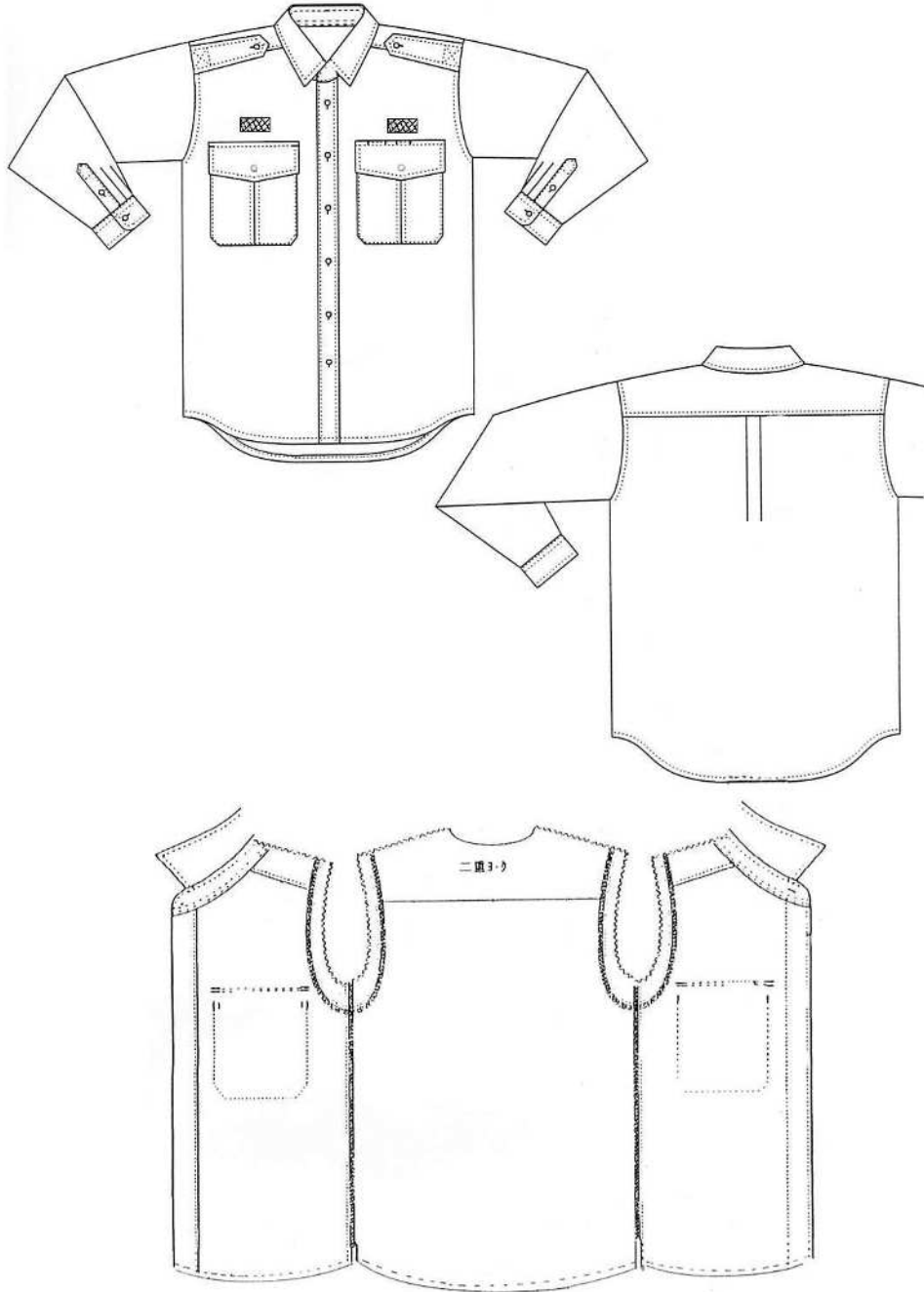
(cm)

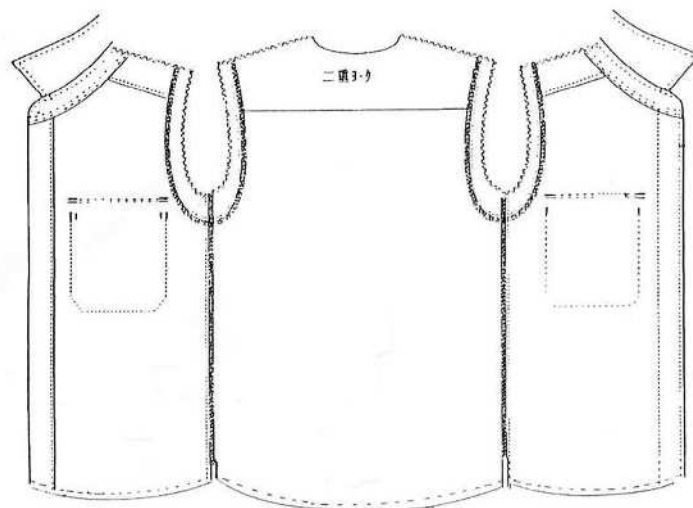
首廻り	肩幅	胸廻り	胴廻り	着丈	カフス丈	衿丈(長袖)	半袖丈
36	43	98	90	78	24	76~88(2cmピッチ)	25
37	44	102	94	78	25	〃	25
38	45	106	98	80	25	〃	25
39	46	110	102	80	26	〃	25
40	47	114	106	82	26	〃	25
41	48	118	110	82	27	〃	25
42	49	120	114	82	27	〃	25
43	50	122	118	82	28	〃	25
44	50	124	120	82	28	〃	26
45	51	127	123	85	29	〃	26
46	51	130	126	85	29	〃	26
47	52	135	131	85	30	〃	26
48	53	140	136	85	30	〃	26

ズボンサイズ (cm)

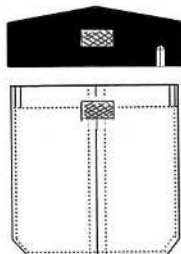
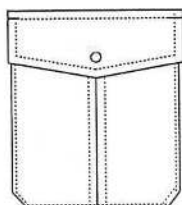
ウエスト	股上	渡り幅	裾口幅
70	25	32	23
73	25	33	23
76	26	34	23
79	26	35	23
82	27	36	24
85	27	36.5	24
88	28	37.5	24
91	28	38.5	24.5
94	29	39.5	24.5
97	29	40.5	25
100	31	41	26
103	31	41.5	26
106	31	42	27
109	32	42.5	28
112	32	43	28

股下85cmハーフ

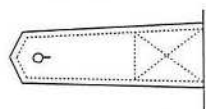




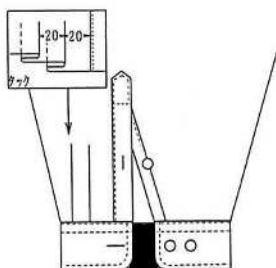
(胸ポケット)



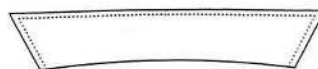
(肩章)



(袖口)



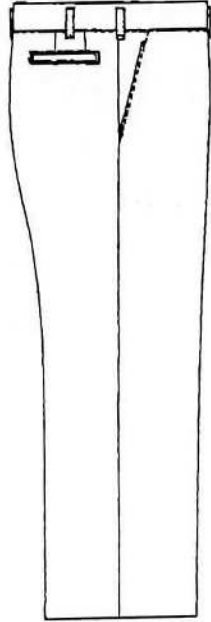
(衿)



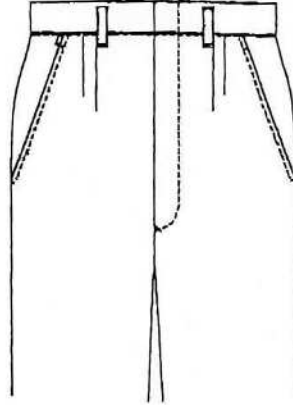
(台衿)



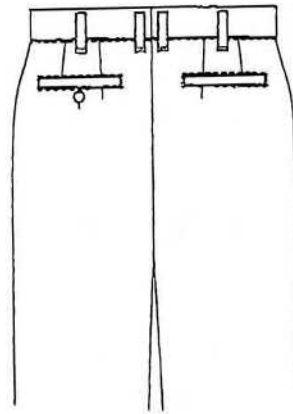
〈側面〉



〈前面〉



〈後面〉



4. 夏制帽

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 表素材 | ズボンと同素材を使用の事 |
| 2 | 型 式 | 円形とし、前ひさし及び顎紐は同系色とする。
あご紐の両端は帽子の両側において金色金属消防章（ネジ式）
各1個で止める。（寸法15mm） |
| | 徽 章 | 銀色金属製消防章をモール製金色桜で抱ようする。
台地は表素材と同じとする。（75×60mm）
消防章は23mmとする。 |
| | 周 章 | 帽子の腰回りには、同系色のなな子織りを巻く |
| | 天 裏 | 天井張りとする。 |
| | マ チ | 同系色のメッシュ使いとする。 |
| 3 | その他 | 受注者は、見本を提示し消防本部の承認を受けること。 |

5. 制服ベルト

- 1 材質 表：本革、裏：合成皮革
- 2 色 黒色
- 3 寸法 幅 3 c m
- 4 バックル 金属製前面革張り、消防章入り
- 5 バックル寸法 3. 2 c m×4. 2 c m
- 6 その他 受注者は、見本を提示し消防本部の承認を受けること。

6. ネクタイ

- 1 濃紺色の織物とする。
- 2 受注者は、見本を提示し消防本部の承認を受けること。

7. 白手袋

- 1 礼装用でナイロン100%、ホック付とする。
- 2 受注者は、見本を提示し消防本部の承認を受けること。

8. 階級章

- 1 樹脂製とする。
- 2 受注者は、見本を提示し消防本部の承認を受けること。

9. ワイシャツ

1 適用範囲

本仕様書は、印西地区消防組合において購入する白ワイシャツについて必要事項を定めることを目的とする。

2 上 衣

(1) 材 料

区分	仕 様 (規 格)	用 途	
主材料	表生地 別紙 1	前身頃、後身頃、前立、衿、台衿、肩ヨーク、袖、カフス、剣ボロ、胸ポケット	
副材料	芯 地 別紙 2-1	衿台、羽根衿、カフス	
	芯 地 別紙 2-2	衿先補強	
	芯 地 別紙 2-3	前立	
	キーパー	衿先	
	釦	ポリボタン 白 径 1.0 cm 上質なものを	前立 6 個、台衿 1 個、カフス 2 個、 剣ボロ 2 個、予備 1 個
	小付属	品質表示	1 枚
	縫い糸	ポリエステル 100%	80 番手 地縫い、飾り縫い 50 番手 穴かがり (上糸)、釦付け 80 番手 穴かがり (下糸)、オーバーロック

3 構造の概要

(1) 上衣の型

カッター式、長袖、前立付き、左胸アウトポケット付きとする。

(2) 条 件

ア 針 数 (3 cm 間に表面に現れた糸数)

地縫い 14 針 標準

飾り縫い 14 針 標準

イ 測 定

計り方は全般図の通りとし、cm により表示する。

ウ 飾り縫い (0.5 cm ミシン飾り)

衿羽根、前立て両端、背ヨーク、カフス周囲

エ 飾り縫い (端飾り)

肩縫い、ポケット付け、カフス付け

オ 穴かがり (機械眠り穴)

前立て 6 個、台衿 1 個、カフス 4 個、剣ボロ 2 個、

カ 釦付け

手付け 2 条の糸を 2 つの穴に 2 回以上通し、3 回以上の根巻きをし、糸止めを完全にすること。

機械付け 釦 1 個の糸量は手付けの場合と同程度にし、機械の調子良好で糸止めが完全であること。

キ 縫い代

1 cm を標準とする。

ク かんぬき（本縫いミシンかんぬき）

ポケット口両端

ケ 裁 断

裁断は裁断された生地がすべて型紙に一致するように正しく行う。裁断生地は号数等の表示をし、色相、サイズの間違いのないように合わせる。ハギ、または織り傷の部分は使用しないこと。型入れは布目を正しく合わせる。

コ 縫製上の留意すべき点

(ア) 縫いトビ、縫いハズレのないようにする。

(イ) 糸調子、縫い目が優良で縫い曲がりのないようにする。

(ウ) 縫い始め、縫い終わりの返し針を完全に行うこと。

(エ) 穴かがり、釦付けは完全であること。

サ 表示様式

(ア) 片布 下前裾部の裏側に縫い付ける。

(イ) サイズ表示 号札を衿付け縫いに挟み込む。

(ウ) 品質表示 絵、組成表示を左脇縫い下部に挟み縫いする。

(3) 寸 法 別表のとおり

4 その他

(1) 納品の際、製品が破損、汚損しないよう保護して納品すること。

(2) 製品は、無地袋に1着ずつ入れ、納品数量に応じ段ボール箱に梱包すること。

なお、段ボール箱の外部に品名、サイズ、数量等の内訳を記入すること。

(3) 本仕様について、疑義が生じた場合には印西地区消防組合本部の指示または承認を得ること。

5 縫 製

区 分	縫 製 要 領
衿	衿羽根は芯及び補強芯を入れ、地縫い返し、0.5 cm の飾り縫いをする。衿幅は中央で4.5 cm、衿先で7 cm とする。台衿は芯を入れ、中央で3.5 cm とし、衿羽根を挟み地縫いかえしとし、0.5 cm の押さえ縫いをする。衿付けは裏より地縫い、表より二条押さえ縫いする。
胸ポケット	胸ポケットは左に1個付け、押さえ縫いとする。幅は1.1 cm、深さ1.3 cm、ポケット口折り代は幅2.5 cm の三つ折りとし、ポケット付けは飾り縫い

	で縫着する。ポケット口は三角形ミシン罫とする。
前立	上前立は幅3.5cmの表前立とし、芯入りとし、両端に0.5cmの飾り縫いとする。下前立は幅2.5～3.5cmとし、耳使用の場合は二つ折り、裁ち切りの場合は三つ折り縫いとする。前立釦は第一釦を衿付けより5.5cm下に付け、第二釦以下はサイズに応じ等間隔（38・39標準で8.5cm間隔）に6個つけ、下前裾に予備釦を1個付ける。
肩縫い	表ヨークと裏ヨークを身頃で挟み縫いし、端飾り縫いする。
背ヨーク	表ヨークと裏ヨークを身頃で挟み縫いし表ヨークのみ0.5cmの飾り縫いをする。
袖付け	インターロック縫いとする。
脇縫い及び袖縫い	インターロック縫いとし、袖縫いと脇縫いは通して縫う。
袖	カフスの形状はコンバーチブルカフスとする。カフスは芯を入れ1.0cm～1.2cmの芯止めを施し、端飾り縫いで縫着する。カフス幅は6.5cmとする。ケンボロは幅2.5cm、下ボロ幅1.2cm、丈18cm（標準）、開き部15cmとし、開きの上部は幅0.5cmの二条縫いする。ヒダは袖口外側に深さ1.5cmの2本取りとする。
裾	幅0.3～0.5cmの三巻き縫いとする。
品質表示	生地規格及び洗濯表示等を脇インターロックに挟み縫いする。

6 仕上げ

- (1) 糸屑は丁寧に取り除くこと。
- (2) 素材に適したプレス条件で仕上げること。
- (3) 畳み付けは丁寧に仕上げること。

7 寸法表

号数	首回り	肩幅	胸回り	胴回り	後丈	カフス丈	長袖衿丈													
							A	B	C	D	E	F	G	H	I	J				
35	35	42	94	84	76	24														
36	36	43	98	88	78	24														
37	37	44	102	92	78	25														
38	38	45	106	96	80	25														
39	39	46	110	100	80	26														
40	40	47	114	104	82	26														
41	41	48	118	108	82	27														
42	42	48	120	112	82	27														
43	43	50	122	116	82	28	74	76	78	80	82	84	86	88	90	92				
44	44	50	124	120	82	28														
45	45	51	127	125	85	29														
46	46	51	130	130	85	29														
47	47	52	135	135	85	30														
48	48	52	135	135	85	30														
49	49	53	135	135	85	30														
50	50	53	135	135	85	30														
51	51	53	135	135	85	30														
許容差	+0.5	+0.5	+1.5	+1.5	+1.0	+0.5														
	-0.5	-0.5	-1.5	-1.5	-1.0	-0.5														

別紙 1

ワイシャツ生地表面地規格

項 目	生 地 規 格	試 験 方 法
1 混 用 率	ポリエステル 65% 綿 20% 標準 麻 15% 標準	JIS L 1030
2 糸 番 手	たて 45/1 よこ(長織紡糸) 40/1	JIS L 1096
3 組 織	平 織	JIS L 1096
4 仕 上 幅	1, 120mm以上	JIS L 1096
5 仕上重量	110g/m ² 以上	JIS L 1096
6 仕上密度	たて 530本以上 よこ 270本以上	JIS L 1096 (10cm間)
7 引張強さ	たて 680N以上 よこ 290N以上	JIS L 1096A法
8 寸法変化率	たて ±1.5%以内 よこ ±1.5%以内	JIS L 1096
9 防しわ性	たて 75%以上 よこ 75%以上	JIS L 1096
10 色 相	提出見本通り	
11 その他	PP SR 減量加工 抗菌防臭加工	

別紙 2

(1) 織物芯

混紡率	ポリエステル 65% 綿 35%
番手	(経×緯) 23/2×23/2
密度	経65本以上、緯55本以上(2.5cm間標準値)
組織	平織り
色相	表生地と同系色
その他	洗濯堅牢度4級以上
使用箇所	台衿芯、衿羽根芯、カフス芯

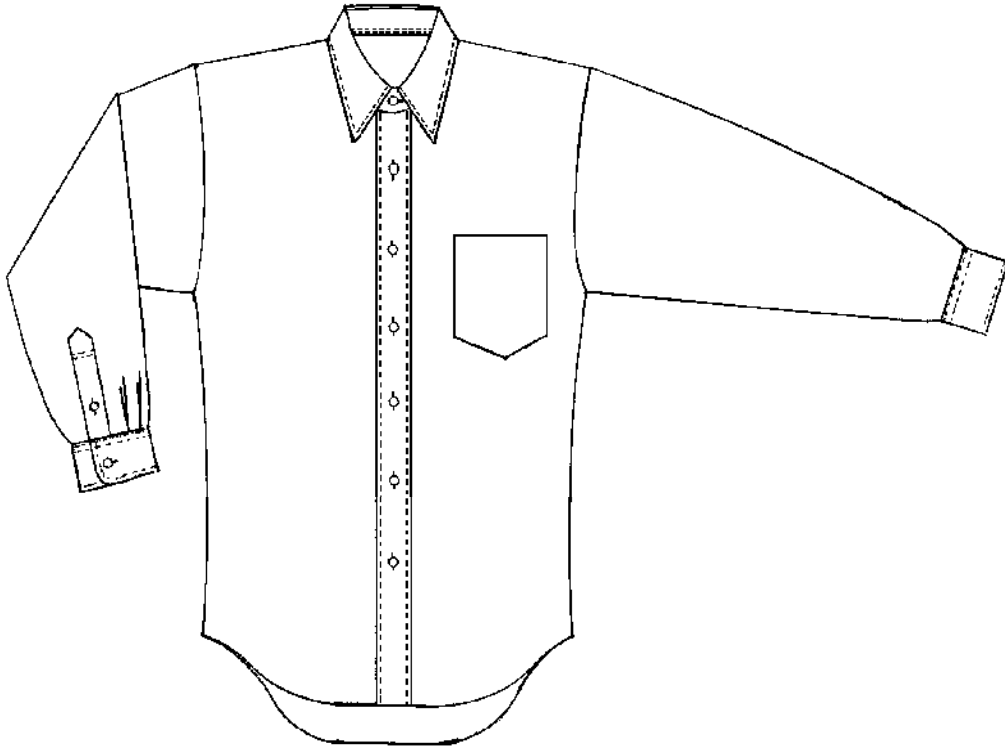
(2) 織物芯

混紡率	ポリエステル 65% 綿 35%
番手	(経×緯) 23/1×23/1
密度	(経) 60本以上、(緯) 55本以上(2.54cm間標準値)
組織	平織り
色相	白色
その他	高密度ポリエチレン樹脂・ヒューズ加工
使用箇所	衿羽根補強芯

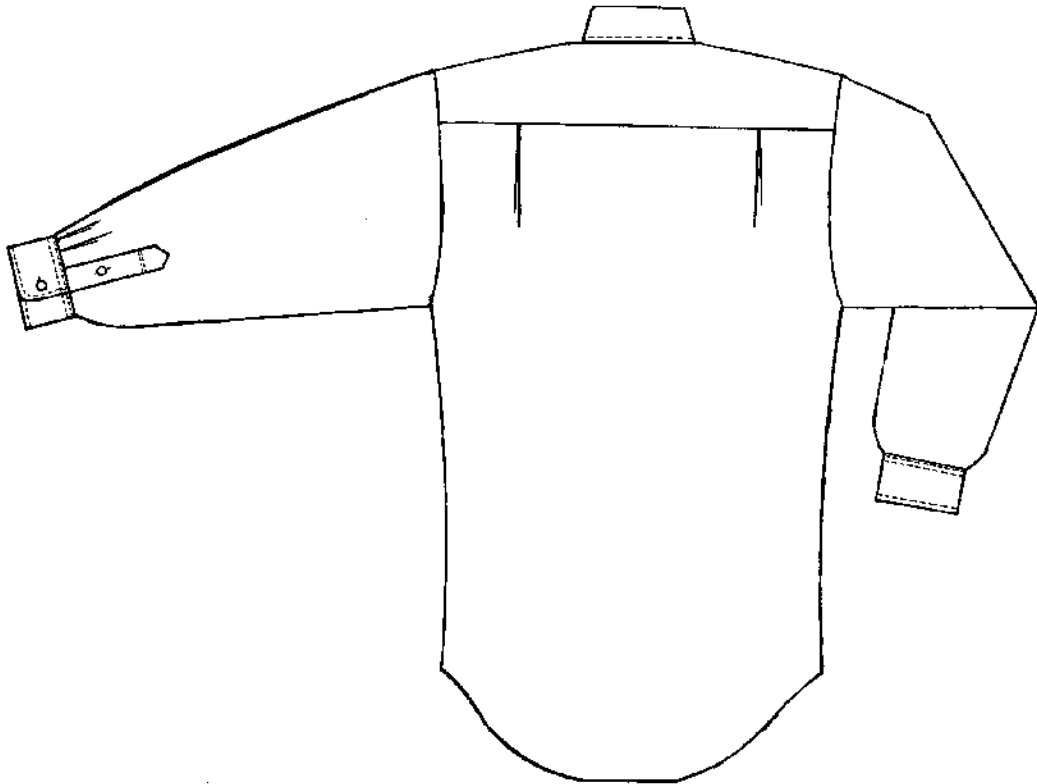
(3) 織物芯

混紡率	ポリエステル 65% 綿 35%
番手	(経×緯) 45/1×45/1
密度	経56本以上、緯54本以上(2.5cm間標準値)
組織	平織り
色相	白色
その他	洗濯堅牢度4級以上
使用箇所	前立芯

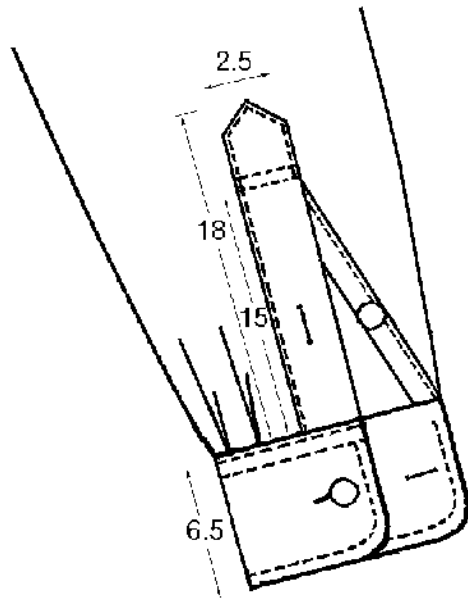
全面図



後面図



カフス及び陰ボロ



10. Tシャツ (長袖)

1 表生地

(身頃)

		表生地	試験方法		
色 相		紺			
混用率 (%)		総合 ポリエステル 100% 表 ポリエステル 100% 裏 ポリエステル 100%	JIS L 1030-1, 2		
番手・織度		表 66dtex-48f 接結糸 84dtex-72f 裏 66dtex-48f	JIS L 1018		
組 織		表面 天竺、裏面 メッシュ	JIS L 1018		
ピリング		4 級以上	JIS L 1076A		
破裂強さ		650kPa 以上	JIS L 1096A		
寸法変化率		ウェール方向 ±3% 以内 コース方向 ±3% 以内	JIS L 1018		
吸水速度		1 秒未満	JIS L 1097A 法 (滴下法)		
染色堅牢度 (級)	耐光	変退色	4 級以上	JIS L 0842	
	洗濯	変退色	4 級以上	JIS L 0844 A-2	
		汚染	4 級以上		
	汗	酸性	変退色	4 級以上	JIS L 0848 A 法
			汚染	4 級以上	
		アルカリ性	変退色	4 級以上	
			汚染	4 級以上	
摩擦	乾燥	4 級以上	JIS L 0849 II 法		

※物性データは2018年7月時点での試作品による暫定値。

		表生地	試験方法
色 相		紺、グレー	
混用率 (%)		ポリエステル 100%	JIS L 1030
番手・織度		84dtex-36f//2	JIS L 1096

2 形状等

(1) 型式

丸ネック式のTシャツ型とする。(長袖)

(2) 条件

- ア. 針数は 30mm 間で 13 針以上とする。
- イ. 裁ち目の始末はすべてロックがけとする。
- ウ. 縫製は各部の縫い合わせが優良で、縫いとび、縫いはずれ、縫い目の曲がり等の欠点がないこと。

(3) 表示形式

- ア. サイズ札は後襟中央に縫いつけること。
- イ. 品質表示は左脇下の裏につけること。

3 加工条件

(1) 裁断

- ア. 指定する寸法に仕上がるように裁断する。
- イ. 裁断は布目を正しく合わせて行うものとし、特に指定するもののほかは、横地、斜地に裁断してはならない。

(2) 縫製

- ア. 衿 首部分はフライス生地を使用し、幅約 25mm とする。
- イ. 袖 袖口はフライス生地を使用し、丈 60mm とする。
- ウ. 裾 裾の折り返し幅は約 25mm とする。
- エ. 肩 補強テープを入れることにより、肩が垂れたり、伸びないようにすること。

(3) 仕上げ

- ア. 仕上げが優良でアイロン焼け、糸屑などが無いこと。
- イ. 傷、汚れ、その他外観を損なう欠点がないこと。
- ウ. 畳み付けは丁寧に仕上げ、ビニール袋に入れること。

(4) サイズ表

単位：c m

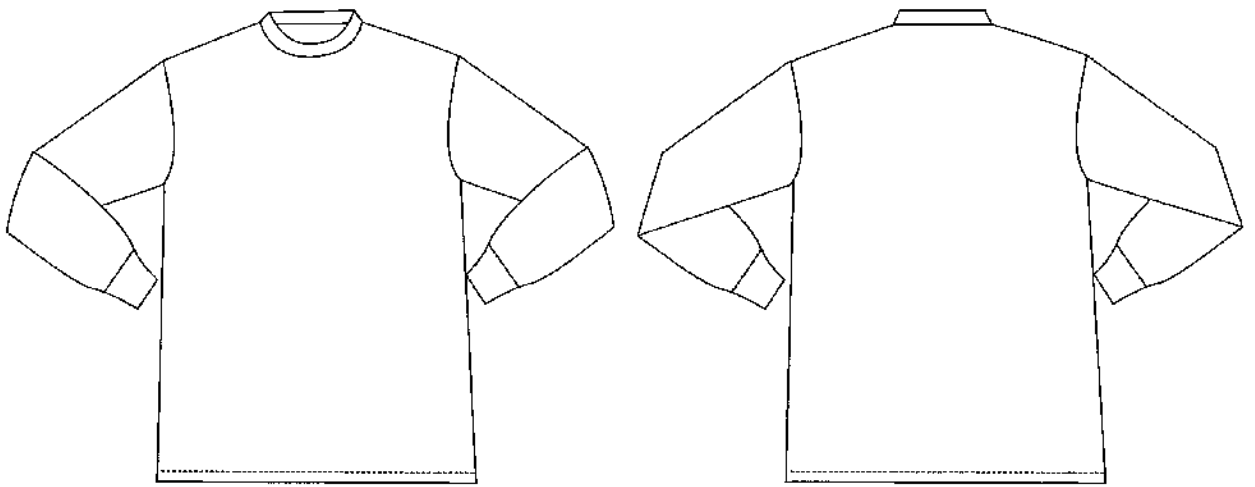
	サイズ	身丈	身巾	肩巾	袖丈
	S	67	49	44	55
	M	67	52	46	57
	L	70	55	48	59
	2L	73	58	50	61
	3L	76	61	52	63
	4L	79	64	54	65
	5L	79	67	56	65
	許容差	+2.5	+2.0	+1.0	+1.5

4 納入条件

納入後であっても生地、縫製等の不良なものは、納入業者が全責をもって無償で修繕または交換すること。

5 全体図

丸ネック長袖Tシャツ



提出書類および検査

1 提出書類

<入札前までに提出するもの>

(1) 原反引受証明書 1部

(2) 品質証明書 1部

ア 品番、品名	キ 重量 (g/m ²)
イ 組織	ク 仕上
ウ 色相 (色相・明度・彩度、色差)	ケ 引張強力
エ 混紡率	コ 染色堅牢度
オ 糸番手	サ 寸法変化率
カ 密度	シ 限界酸素指数

(3) 公的機関の証明書 (原本 1年以内の物であれば他機関への提出した物も可) 1部
使用生地に関して、下記の公的機関で試験した指定の物性規格全ての項目について記載のあるものを提出すること。

一般財団法人 カケンテストセンター東京事業所
〒332-0016 埼玉県川口市幸町1-7-22
TEL048-258-3277

上記3点の書類を提出し、精査の上その可否を提出各社に通知するので、その通知承認を受けた上で入札（見積）にのぞむこと。但し、前年度と同じ生地が入札（見積）に臨む場合は、その旨を連絡し提出を不要とする。

<契約後に提出するもの>

- | | | | |
|--------------------|----|--------------------------|--|
| (1) 原反出荷済証明書 | 1部 | | |
| (2) 品質証明書 | 1部 | | |
| ア 品番、品名 | | キ 重量 (g/m ²) | |
| イ 組織 | | ク 仕上 | |
| ウ 色相 (色相・明度・彩度、色差) | | ケ 引張強力 | |
| エ 混紡率 | | コ 染色堅牢度 | |
| オ 糸番手 | | サ 寸法変化率 | |
| カ 密度 | | シ 限界酸素指 | |

2 検 査

- (1) 中間検査 当本部が指示した場合行う。
- (2) 完成検査 納入日までに手直し等を見込んだ余裕ある期日をもって実施する。
- (3) その他検査の必要が生じたときに実施する。

遵 守 事 項

- 1 仕様および縫製その他細部について、必要のあるときまたは疑問が生じたときは、速やかに消防本部へ連絡し指示を受けること。
ただし、内容については、消防本部の解釈による。
- 2 仕様に明記または、指示がなくても縫製作業などにおいて、当然必要なことは良心的に行うこと。
- 3 きせかけによる出張採寸を行う場合は、当局の指示に従うこと。
- 4 受注者は、必ず縫製作業中、半製品の検査および指示を充分に行い、仕様書に適合するように努めること。
- 5 納品は糸くずなどを取り丁寧にプレス仕上げをし、1着ごとにそれぞれ紙袋またはナイロン袋に入れ、号数・所属・氏名を明記し、指定場所へ納入すること。
この外、契約に関わる事項については、印西地区消防組合の定める所による。

1 1. Tシャツ (半袖)

1 表生地

(身頃)

		表生地	試験方法		
色 相		紺			
混用率 (%)		ポリエステル 100%	JIS L 1030		
番手・織度		表 83dtex 裏 84dtex・175dtex	JIS L 1096		
ピリング		4級以上	JIS L 1076A 法		
破裂強さ		950kPa 以上	JIS L 1096 ミューレン形法		
寸法変化率		ウェール方向 ±1.5% 以内 コース方向 ±1.5% 以内	JIS L 1096 0 法		
吸水速度		1秒未満	JIS L 1907 (滴下法)		
染色堅牢度 (級)	耐光	変退色	4級以上	JIS L 0842	
	洗濯	変退色	4級以上	JIS L 0844 A-2 号	
		汚染	4級以上		
	汗	酸性	変退色	4級以上	JIS L 0848
			汚染	4級以上	
		アルカリ性	変退色	4級以上	
			汚染	4級以上	
	摩擦	乾燥	4級以上	JIS L 0849 II形	

(衿・袖)

		表生地	試験方法
色 相		紺、グレー	
混用率 (%)		ポリエステル 100%	JIS L 1030
番手・織度		84dtex-36f//2	JIS L 1096

2 形状等

(1) 型式

Vネック式のTシャツ型とする。(半袖)

(2) 条件

ア. 針数は30mm間で13針以上とする。

イ. 裁ち目の始末はすべてロックがけとする。

ウ. 縫製は各部の縫い合わせが優良で、縫いとび、縫いはずれ、縫い目の曲が

り等の欠点がないこと。

(3) 表示形式

ア. サイズ札は後衿中央に縫いつけること。

イ. 品質表示は左脇下の裏につけること。

3 加工条件

(1) 裁断

ア. 指定する寸法に仕上がるように裁断する。

イ. 裁断は布目を正しく合わせて行うものとし、特に指定するもののほかは、横地、斜地に裁断してはならない。

(2) 縫製

ア. 衿 首部分はフライス生地を使用し、幅約 25mm とする。

イ. 袖 半袖の折り返し幅は約 25mm とする。

ウ. 裾 裾の折り返し幅は約 25mm とする。

エ. 肩 補強テープを入れることにより、肩が垂れたり、伸びないようにすること。

(3) プリント

左前胸の指定の位置、および背中の中衿下中央より約 1 2 cm 下の位置に指定のプリントを入れる。

(4) 仕上げ

ア. 仕上げが優良でアイロン焼け、糸屑などが無いこと。

イ. 傷、汚れ、その他外観を損なう欠点がないこと。

ウ. 畳み付けは丁寧に仕上げ、ビニール袋に入れること。

(5) サイズ表

単位：c m

	サイズ	身丈	身巾	肩巾	袖丈
	S	67	49	44	20
	M	67	52	46	20
	L	70	55	48	22
	2L	73	58	50	22
	3L	76	61	52	24
	4L	79	64	54	24
	5L	79	67	56	24
	許容差	+2.5	+2.0	+1.5	+1.5

4 納入条件

納入後であっても生地、縫製等の不良なものは、納入業者が全責をもって無償で修繕または交換すること。

5 全体図

Vネック半袖Tシャツ



※後プリントの付け位置は、衿下中央より約12cm下とする。

6 プリント図（単位 c m、許容差±1.0cm）

プリントのインクは、白色を使用する。

前 胸 部



背 中

29.5

印西地区消防

5.7

1 2. アポロキャップ (夏)

1 形式 前立・ひさし刺繍入りアポロキャップとする (別紙の通り)

2 使用素材

- (1) 表地① GM-2000 (濃紺色) 又は (同等品以上)
表地② ナイロンメッシュ (濃紺色) ナイロン 100%
- (2) 裏地 ポリエステルトリコットエアーテクノ加工 色相黒
- (3) すべり ポリエステル 100% 平織 色相黒
- (4) 伏せテープ ポリエステル 100% バイヤステープ 黒
- (5) 調整アジャスター プラスチック製 黒 黒レール付
- (6) ひさし ポリエチレン 厚さ 2.0mm R付
- (7) 前立て補強芯 ナイロンメッシュ (白色) ナイロン 100%
縁取りはポリエステル 100%
- (8) 天井ポッチ 合成樹脂 (直径 18mm) 生地は表地①使用
- (9) 空気孔 ポリエステル 60 番糸使用
- (10) 片布 前立補強芯に縫い付ける
- (11) 刺繍糸 帽章部 金糸正 8 分 8023 号、 銀糸正 5 分、 赤 120
d/2 ひさし部 金糸正 8 分 8023 号

3 縫製に関する事項

- (1) 帽体は前立て、三角が表地①、中レンゲ、後ろレンゲが表地②とし、前立て 1 枚、三角 2 枚、レンゲ 4 枚とする
- (2) 各三角の表地に裏地を接着し、空気孔としてミシン穴かがりを施す
- (3) 各部を縫い合わせ、アイロンで割り、伏テープにて 2 条の押さえ縫いをする
- (4) 前立て部分に、前立て補強芯 (白色メッシュ) を縫い付ける
- (5) ひさしは、表地①を縫い合わせ、中に芯を入れる
- (6) すべりは、裾の後方より縫い始めて、後エグリ部で 2 つ折し、返し縫をする
- (8) 頭部後ろに、サイズ調整用の黒色調整具アジャスター (スライダー式) を取り付ける
- (9) 天ボタンは三角 2 枚、レンゲ 4 枚の合わせ中央に表地①でくるんだ天ボタンを付ける
- (10) 縫い糸は、表生地と同系色の糸を使用し、縫い目のとび、はずれ、つれ、たるみ、曲がりがない様に注意する

(11) 返し針は、縫い始め終わりに確実に施すこと

サイズ表

サイズ表示	S	M	L	LL	許容差
上がり寸法 (アジャスター中央位置)	55	57	59	61	
適応サイズ	54~56	56~58	58~60	60~62	
ひさし帽	7.8	7.8	7.8	7.8	±0.2
前立・高さ	8.5	8.5	8.5	8.5	±0.2

1 3. アポロキャップ (冬)

1 形式

前立て・ひさし刺繍入りアポロキャップとする。

2 使用素材

- (1) 表素材 GM-2000 (濃紺色) 又は (同等品以上)
 (2) 裏素材 ポリエステルトリコットエアーテクノ加工

色相黒

- (3) すべり ポリエステル100% 平織 色相黒
 (4) 伏せテープ ポリエステル100% バイヤステープ 黒
 (5) 調整アジャスター プラスチック製 黒 黒レール付き
 (6) ひさし ポリエチレン 厚さ2.0mm R付き
 (7) 前立てメッシュ芯 ナイロン100% 縁取りはポリエステル100%
 (8) 天井ポッチ 合成樹脂 (直径18mm) 生地は表地使用
 (9) 空気孔 ポリエステル60番糸使用
 (10) 片布 前立てメッシュ芯に縫い付ける
 (11) 刺繍糸 帽章部 金糸正8分 8023号、金糸正5分、赤120デニール
 ひさし 金糸正8分 8023号

3 縫製に関する事項

- (1) 各レンゲの表地に裏地を接着する。
- (2) 各レンゲに空気孔としてミシン穴かがりを施す。
- (3) 各レンゲを縫い合わせ、アイロンで割り、伏せテープにて2条の押さえ縫いをする。
- (4) すべりは、裾の後方より縫い始めて、裾の後方で2つ折をし、返し縫をする。
- (5) ひさしは、表地を縫い合わせ芯を入れる。
- (6) 帽対はすべて共地とし、前立て1枚、レンゲ6枚とする。
- (7) 前立て部分に、前立ての補強芯（白色メッシュ）を縫い付ける。
- (8) 頭部後ろに、サイズ調整用の黒色調整具アジャスター（スライダー式）を取り付ける。
- (9) 天ボタンはレンゲ6枚の合せ中央に共地でくるんだ天ボタンをつける。
- (10) 縫い糸は、表地と同系色の糸を使用し、縫い目のとび、はずれ、つれ、たるみ、曲がりがない様に注意する。
- (11) 返し針は、縫い始め終わりに確実に施すこと。

4 上がり寸法表

サイズ表示	S	M	L	LL	許容差
上がり寸法 (アジャスター中央位置)	55	57	59	61	
適応サイズ	54~56	56~58	58~60	60~62	
ひさし帽	7.8	7.8	7.8	7.8	±0.2
前立・高さ	8.5	8.5	8.5	8.5	±0.2

1 4. 活動服

(1) 使用生地

別紙に定める生地規格とする。

(2) 型 式

①上衣

カッターシャツ型肩章付き、前比翼ファスナー付き、長袖カフス式（ファスナー使用）、左右胸ポケット雨蓋付き、背ヨーク付きとする。

②ズボン

長ズボン、ツータック、腰帯付き、腰裏マーベルト（スベリ止め付）、両脇斜め切りポケット、尻ポケット（右は片玉切りポケット、左は雨蓋付ボタン止めポケットとする）。

(3) 号 型

号数寸法は別紙に定めるサイズ表のとおりとする。

(4) 条 件

①針数

3 cm 間で、地縫い・飾り縫いは 13 針以上、オーバーロックは 8 針以上とする。

②縫い代

1 cm を標準とする。ただし、ズボンの尻縫い上部は 3 cm とする。

③穴かがり

機械ねむり穴、上衣の襟腰および胸ポケット雨蓋。

機械鳩目穴および天狗鼻。

④釦付

機械付け又は手付けとする、手付けは 2 本糸を 1 個の穴に 3～4 回通し、根巻き 3 回以上とする。

⑤縫製

糸調子は上下とも、ツレ・たるみの無いようにし、返し針を完全にすること。

縫い糸はテトロン糸を使用のこと。

⑥ファスナー

YKK 製品で丈夫なものを使用する。

(5) 縫製要領

<上衣>

①衿

芯を入れ、衿巾は中央で 4.5cm（衿台巾 3.5cm）衿先巾は 8.0cm とする。衿回りには、巾 1cm のヨークと同素材ものをトリミングする。

②身頃

前身は2枚ハギとし、バストラインで縫い合わせる。

③衿吊

衿吊は、所定のを衿付け中央にはさみ縫いつける。

④胸ポケット

左右表胸部に雨蓋付きポケット。雨蓋は身頃切り返しオーバーロックがけとする。雨蓋はマジック留めとする。左ポケット雨蓋には2.5cm巾のペン差しを付ける。

⑤前立

前立は4.0cm巾とし、ファスナー留めとし、また比翼部分はマジックテープにて留める。(別図参照)

⑥ヨーク

巾は中央で17cmとし、はさみ縫い表一條飾りミシン縫いとする。

⑦脇縫

本縫いし更にオーバーロックをかける。(インターロックミシン可)

⑧袖縫

袖の縫い合わせは本縫いし更にオーバーロックをかける。(インターロックミシン可)

⑨袖口

袖口はファスナー使いとし、ファスナー内側みずかき付きとする。(別図参照)

⑩背プリーツ

背ヒダを左右に各1本付ける。

⑪サイズネーム

衿付け中央の下端にはさみ縫い付ける。

⑫片布

当本部指定の物を、所定場所に逢着する。

⑬肩章

肩章芯を入れ、地縫い返しをする。周囲に0.5cmの飾り縫いをする。肩章先端が、衿付け縫いより約2.0cmの位置とする。肩章付けは袖付けに挟み込み縫いし、肩章開き止り部は二重縫いとし、×縫い部は身頃に縫い付けない。

⑭裾

裾は三ツ巻き縫いとする。

⑮配色

肩章、ヨークおよび衿端回りに、当本部指定の色(オレンジ)を使用する。

⑯階級章及び階級章台座

階級章は指定の樹脂性階級章とし、右胸ポケット中心部1.0cm上の位置に、階級章台座用の面ファスナー(2.5cm×4.0cm)端飾り縫いで縫着する。

⑰個人名台座

左胸ポケット中心部 1.0cm 上の位置に、個人名台座用の面ファスナー（2.5cm ×4.0cm）端飾り縫いで縫着する。

⑱プリント

背ヨークの中心部に「印西地区消防」をプリントで入れる。字体、大きさは別紙のとおり。

<ズボン>

①前タック

左右各 2 本を外向きに付ける。深さ 1.5cm 程度とする。

②腰帯

帯巾 4.0cm とし、芯地を入れ、裏はスベリ止めを使用する。

③ループ

巾 1.5cm、使用部分 4.5cm のループ 8 本を上端より 1.0cm 下に取り付ける。

④脇ポケット

口巾 16cm・使用深さ 14cm・巾 18cm 程度の袋地を取り付ける。

⑤尻ポケット

上端より約 9 cm 下に、口巾 14cm・深さ 18 cm 程度のポケットを、右は片玉切りポケット、左はボタン止めとする。

⑥内股

裁ち目はオーバーロック、尻ぐり及び内股は二重縫いし、特に尻ぐりは糸切れを防ぐように注意すること。

⑦棒シック

袋地を使用し、尻縫い目にミシン目が表にでないよう長さ 1 0 cm 程度、巾 2 cm のものを付ける。

⑧裾口

折り返し巾は 6 cm 以上とし、すくいミシン縫いとする。

⑨靴ずれ

巾 2 cm・長さ 1 6 cm 程度を付ける。

⑩片布

下前、裾に付ける。

⑪穴かがり

機械穴、鳩目。

活動服(冬用)表地規格

項 目		生 地 規 格		試 験 方 法
品 名		難燃サーージ		
色 相	濃紺	オレンジ		JIS Z 8730(マンセル記号)
	色相(H) 6.1PB 明度(V) 2.4 彩度(C) 3.7	色相(H) 9.1R 明度(V) 5.9 彩度(C) 10.4		
色 差	濃紺、オレンジとも $\Delta E=0.5$ 以内 *(財)日本繊維製品品質技術センターに登録 する標準色との色差とする。			JIS Z 8721(L*a*b*表色系)
混 用 率	メタ・アラミド 難燃レーヨン 制電性繊維	55.0(±5)% 45.0(±5)% 1.0%未満		JIS L 1030(正量混用率)
糸 番 手	2/60 × 2/60			JIS L 1096
組 織	2/2綾織			
仕 上 重 量	218(±15)g/m ²			JIS Z 1096
仕 上 密 度	(経) 340(±15)本 (緯) 285(±15)本			JIS Z 1096
洗濯寸法変化	(経・緯) ±1.0%以内			JIS L 0217 103 法 20 回後
染 色 堅 牢 度	耐光試験	4級以上		JIS L 0842
	洗濯試験	4級以上		JIS L 0844 A-1 法
	汗試験 酸	4級以上		JIS L 0848 B 法
	アルカリ	4級以上		
摩擦試験 乾	4級以上		JIS L 0849 II 型	
強 力	(経) 1,000N 以上 (緯) 850N 以上			JIS L 1096 A 法
ピ リ ン グ	3級以上			JIS L 1076 A 法
燃 焼 性	炭 化 長	(経・緯) 10cm以下		JIS L 1091 A-4 法
	残 炎 時 間	(経・緯) 1秒以下		
	残 塵 時 間	(経・緯) 1秒以下		
限界酸素指数(LOI 値)		32以上		JIS K 7201 B-1 法
摩擦帯電電荷量		7 μ C/m ² 以下		静電気用品構造基準(1983) 3.5による

活動服(夏用)表地規格

項 目		生 地 規 格		試 験 方 法
品 名		難燃トロピカル		
色 相	濃紺	色相(H) 6.1PB 明度(V) 2.4 彩度(C) 3.7	オレンジ 色相(H) 9.1R 明度(V) 5.9 彩度(C) 10.4	JIS Z 8730(マンセル記号)
	色 差	濃紺、オレンジとも $\Delta E=0.5$ 以内 *(財)日本繊維製品品質技術センターに登録 する標準色との色差とする。		JIS Z 8721(L*a*b*表色系)
混 用 率	メタ・アラミド 難燃レーヨン 制電性繊維	55.0(±5)% 45.0(±5)% 1.0%未満		JIS L 1030(正量混用率)
糸 番 手	2/60 × 2/60			JIS L 1096
組 織	1/1平織			
仕 上 重 量	165(±15)g/m ²			JIS Z 1096
仕 上 密 度	(経) 240(±15)本 (緯) 225(±15)本			JIS Z 1096
洗濯寸法変化	(経・緯) ±1.0%以内			JIS L 0217 103 法 20 回後
染 色 堅 牢 度	耐光試験	4級以上		JIS L 0842
	洗濯試験	4級以上		JIS L 0844 A-1 法
	汗試験 酸	4級以上		JIS L 0848 B 法
	アルカリ	4級以上		
摩擦試験 乾	4級以上		JIS L 0849 II 型	
強 力	(経) 800N 以上 (緯) 750N 以上			JIS L 1096 A 法
ピ リ ン グ	3級以上			JIS L 1076 A 法
燃 焼 性	炭化長	(経・緯) 10cm以下		JIS L 1091 A-4 法
	残炎時間	(経・緯) 1秒以下		
	残塵時間	(経・緯) 1秒以下		
限界酸素指数(LOI値)	30以上			JIS K 7201 B-1 法
摩擦帯電電荷量	7μC/m ² 以下			静電気用品構造基準(1983) 3.5による

活動服サイズ表

上衣 (cm)

首廻り	肩幅	胸廻り	着丈	カフス丈	衿丈	備考
36	43	101	75	22	76~88(2cmピッチ)	
37	44	104	75	22	〃	
38	45	108	78	22	〃	
39	46	112	78	22	〃	
40	47	115	80	23	〃	
41	48	117	80	23	〃	
42	49	119	82	23	〃	
43	49	121	82	24	〃	
44	49	123	82	24	〃	
45	50	125	84	24	〃	
46	51	131	84	25	〃	
+0.5	+0.5	+1.5	+1.5	+0.5	+1.0	許容差
-0.5	-0.5	-1.0	-0.5	-0.5	-0.5	

※上記寸法に明記されていない部分のサイズは、サイズサンプル通りとする。

ズボン

(cm)

ウエスト	股上	ヒップ	渡り幅	裾口幅	備考
73	25.5	105	34	23	
76	25.5	107	35	24	
79	26	109	36	24	
82	26.5	112	36.5	24	
85	27.5	114	37	24	
88	28	115	37.5	25	
91	28.5	116	38	25	
94	29	119	38.5	25	
97	29.5	121	39	25	
100	30	124	40	26	
103	30.5	126	40	26	
106	31	129	41	26	
+2.0	+0.5	+2.0	+0.5	+0.5	許容差
-1.0	-0.5	-1.0	-0.5	-0.5	

※上記寸法に明記されていない部分のサイズは、サイズサンプル通りとする。

※股下85cmハーフ

15. 救急服(冬)

総務省消防庁依頼による三宅デザイン事務所のマスターパターンに基づく仕様とする。

1 型式

(1) 上衣

台衿付きシャツカラー替衿付、比翼ファスナー、1ツ釦、両胸フラップ付アウトポケット、肩章、左袖ペンポケット付。

(2) ズボン

裾シングル、前中心ファスナー開き、両脇ポケット、後両尻アウトポケット付。

2 表生地

		上衣		ズボン	
品番	名	テイジン	T-85440	ニッケ	NK-SK-1
品名		ピッケ		サキソニー	
混紡率	表	ポリエステル	100%	ウール	30%
	裏	中空ポリエステル	70%	ポリエステル	70%
	綿	30%			
番手	経 × 緯	150DE × 33 / 2		2 / 52 × 2 / 52	
蜜度		460本 × 290本以上 10cm間		275本 × 255本以上 10cm間	
重量		210g / m ² 以上		220g / m ² 以上	
引張強度		100 × 55 kg以上		80 × 70 kg以上	
収縮率		1.5%以下		2%以下	
染色堅牢度		4級以上		4級以上	
色相		グレー指定色		濃いステールグレー	
巾 × 長さ		150 cm × 50 cm乱		150 cm × 50 cm乱	
特長		吸汗防汚剤(練込み)		撥水加工	
導伝繊維		導伝繊維入		導伝繊維入	

3 付属素材

芯地	ポリエステル	綿	平織	接着芯地
釦	トップ染	15 mm、13 mm、10 mm		
替衿	ポリエステル	綿	平織(ブロード)	淡いクリーム、 台衿部はNB配色
肩章覆い	3Mホワイト(反射布)			
階級章	マジックテープ	25 mm × 40 mm	B	
ファスナー	YKK製			

ひざ裏 ポリエステル 100%

4 条件

(1) 針数

3 cm間で地縫い飾り縫い共 13 針以上とする。

(2) 縫製糸

ポリエステル 50 番とする。

(3) 穴かがり

上衣はネムリ穴、ズボンは鳩目穴とする。

(4) ボタン付け

機械付け又は手付とする。

(5) 裁縫

糸調子は上下ともツレ、タルミのない様にし、返し針を完全にすること。

5 縫製要領 (上衣)

(1) 衿

上衿、台衿とも、接着芯を張り、地縫いの上、飾り縫いをする。

衿巾は中央で上衣約 4.5 cm 台衿は 3.5 cm、衿先巾は約 6.8 cm とする。

台衿先に替衿釦を付ける。

(2) 身頃 (前)

左上前は、比翼仕立てとし、前合わせは、ファスナー開きとする。

上前A面下前にB面、約 20[㍍]×30[㍍]の面テープ (マジックテープ) を 3 箇所縫い付ける。

裾は三ツ巻きとし左右ポケット下 (ウエスト部分) に深さ約 1.8 cm のタックを付ける。

(3) 身頃 (後)

後身頃は 1 枚裁ちとし、左右袖付けより約 7 cm の所に深さ 3 cm のタック を外向きに付ける。タックの下部を中側より縫い、裾は三ツ巻縫いとし、脇合わせはインターロック縫いとする。

後身頃上部中央に『印西地区消防』と黒色でプリントする。(消防本部指定字体)

(4) 衿吊

所定のマークを衿付け中央にはさみ縫いする。

(5) 胸ポケット及びネーム

左右各 1 ヶ所で中央にひだを内側にとり、雨蓋付ループボタンマジックテープ併用止めとする。

左側は雨蓋にペン差し穴を付け、ポケットにペン用の巾 2.5 cm のステッチをかける。

左ポケット上にネーム、「救急救命士」（救急救命士に限る）又は「指導救命士」（救急救命士に限る）をマジックテープ止めで取付ける（字体、色、サイズ別途協議）。

(6) 肩当て

巾は中央で約10.5cmとし前身頃、後身頃共はさみ縫いの上表一条の飾り縫いとする。

(7) 袖

袖口から約17cmまで16cmのファスナーを付ける。

袖は一枚裁ちとし、タックを2本とりカフスを付ける。(約5.5cm×23cm)にし袖縫い付けは、筒状で縫い付ける。(インターロック縫い)。

左袖にペンライト入れのポケットを付ける。(約5cm×16cm)。

袖口の開きは、約10.5cmとする。

袖の縫い合わせは、地縫いの上、オーバーロックミシンかがりとする。

(8) 肩章

接着芯を張り地縫いの上、飾りミシン縫いをし、肩当ての先端に揃え袖付け時に中に縫い込む。先端に、ネムリ穴をあける。

折り巾約6cm長さ10cmの反射布で出来た筒状を差し込む。

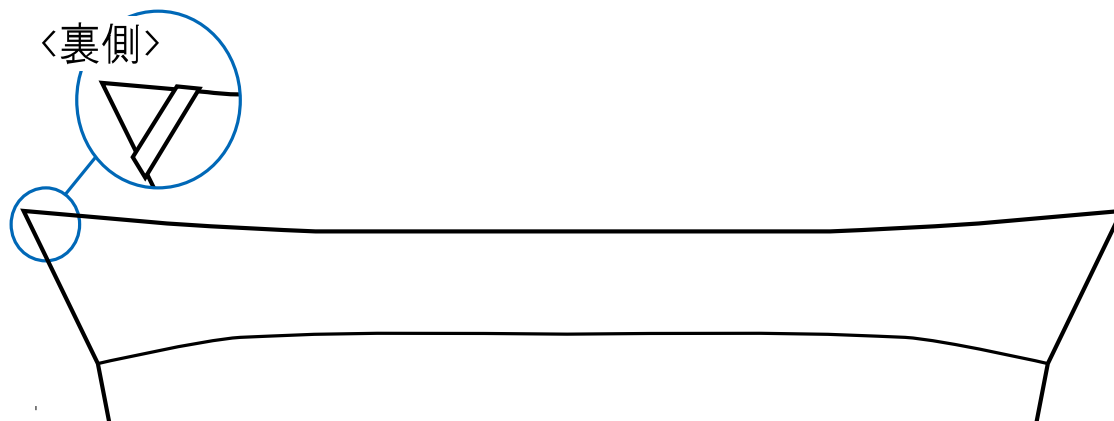
(9) 片布

所定のものを上前胸ポケット裏に縫い付ける。

(10) 替衿

本体の上衿よりやや大きめで芯地を張り、台衿に5ヶ穴かがりをする。

台衿部の色はNB配色を用いる事とする。



(11) その他

サイズマークは衿吊り合わせに、階級章用マジック台は右ポケット上に、また左ポケット上に「救急救命士」（救急救命士に限る）又は「指導救命士」（救急救命士に限る）及び名札用マジック台を縫い付ける。

6 縫製要領（ズボン）

（1）タック

前身は左右各1本を外向きに付ける、深さは約2cm、後身は左右各2本を縫い付けしでとる。

（2）腰帯

巾3.5cmとし芯地入りで、腰裏はブルーのラッセル入りのマーベルトをつけおとしミシンがけとする。両脇に前カンを付ける。

（3）ベルト通し

巾5cmのものを左右及び後中心3ヶ所に巾2.5cmをその間に縫いつける。

巾5cmのものは下部を三角に上部を浮かせて付ける。

（4）脇ポケット

芯地入りの斜目切りポケットを左右につけ、口は0.6cmの飾りミシン縫いとする。

口巾は約1.8cm、深さは上部カン止めより約2.9cm、袋巾は約1.6cmとし向当て布を付け、上下口端をかん止めする。

右袋内に小物ポケットを縫いつける。

（5）尻ポケット

上端より9cm下りに口巾約1.6.5cm深さ約1.8.5cmの張りポケットを左右両側に縫い付ける。上部約4.5cmより下に中央で内側のひだをとり、すみは小丸とする。

（6）前立て・天狗

前立ては芯地を張りファスナーを縫い付ける。天狗は上部に天狗の鼻を付け穴かがりカン止めとする。前身との間にファスナーをはさみ縫いし、下部をカン止めする。

（7）膝裏

腰帯下端より膝下まで左右前身にオーバーロックでかがり縫い付ける。

（8）相引き・内股・尻ぐり縫い

裁目はオーバーロックをかけ相引き、内股は1本針2重環縫い又は1回縫い。尻ぐりは1本針2重環縫い又は2回縫いとする。

（9）棒シック

天狗裏続きとする。

（10）袖口

ハーフ仕上げとする。

（11）片布サイズマーク

上前、脇ポケット、袋地に両方を縫い付ける。

※ 細部については、当消防組合の承認または指示を受けること。

サイズ表

(上衣)

#	胸 囲	着 丈	肩 幅	袖 丈	ネック	中 胴
1	110	81	47	56.5	40	96
2	114	83	48	58.5	41	100
3	118	85	49	60.5	42	104
4	120	81	50	56.5	43	108
5	124	83	52	58.5	45	112

(ズボン)

#	腰 囲	帯 下 股 下	渡り巾	裾 巾	股 下
1	73	24	35.5	23.5	85ハーフ
2	76	24	35.5	24	〃
3	79	24.5	35.5	24	〃
4	82	24.5	36	24.5	〃
5	85	25	37	24.5	〃
6	88	25	38	25	〃
7	91	25.5	38.5	25	〃
8	95	25.5	39	25.5	〃

16. 救急服(夏)

総務省消防庁依頼による三宅デザイン事務所のマスターパターンに基づく仕様とする。

1 型式

(1) 上衣

台衿付きシャツカラー替衿付、比翼ファスナー、1ツ釦、両胸フラップ付アウトポケット、肩章、左袖ペンポケット付。

(2) ズボン

裾シングル、前中心ファスナー開き、両脇ポケット、後両尻アウトポケット付。

2 表生地

	上衣	ズボン
品番	テイジン T-85439	ニッケ NK-SK-2
品名	ピンホール・トロピカル	霜降トロピカル
混紡率	ポリエステル 100%	ウール 30% ポリエステル 70%
番手 経 × 緯	150DE × 33/2	2/40 × 2/40
蜜度	220本 × 190本以上 10cm間	175本 × 150本以上 10cm間
重量	200g/m ² 以上	185g/m ² 以上
引張強度	100 × 90kg以上	60 × 50kg以上
収縮率	1.5%以下	2%以下
染色堅牢度	4級以上	4級以上
色相	グレー指定色	濃いステールグレー
巾 × 長さ	150cm × 50cm乱	150cm × 50cm乱
特長	吸汗防汚剤(練込み)	撥水加工
導伝繊維	導伝繊維入	導伝繊維入

3 付属素材

メッシュ	ポリエステル 100%	グレー
芯地	ポリエステル 綿 平織	接着芯地
釦	トップ染	15mm、13mm、10mm
替衿	ポリエステル 綿 平織 (ブロード)	淡いクリーム、 台衿部はNB配色
肩章覆い	3Mホワイト	(反射布)
階級章	マジックテープ	25mm × 40mm B
ファスナー	YKK製	
膝裏	ポリエステル 100%	

4 条件

(1) 針数

3 cm間で地縫い飾り縫い共 13 針以上とする。

(2) 縫製糸

ポリエステル 50 番とする。

(3) 穴かがり

上衣はネムリ穴、ズボンは鳩目穴とする。

(4) ボタン付け

機械付け又は手付とする。

(5) 裁縫

糸調子は上下ともツレ、タルミのない様にし、返し針を完全にすること。

5 縫製要領 (上衣)

(1) 衿

上衿、台衿とも、接着芯を張り、地縫いの上、飾り縫いをする。

衿巾は中央で上衣約 4.5 cm 台衿は 3.5 cm、衿先巾は約 6.8 cm とする。

台衿先に替衿釦を付ける。

(2) 身頃 (前)

左上前は、比翼仕立てとし、前合わせは、ファスナー開きとする。

上前A面下前にB面、約 20[㊦]×30[㊦]の面テープ (マジックテープ) を 3 箇所縫い付ける。

裾は三ツ巻きとし左右ポケット下 (ウエスト部分) に深さ約 1.8 cm のタックを付ける。

(3) 身頃 (後)

後身頃は 3 枚ハギとし、背中央上部はメッシュとの 2 枚構造とする。左右袖付けより約 7 cm 中央よりに外側タック状の通気孔をあける。(長さ約 7.5 cm) 通気孔の下部は、左右共裾まで飾り縫いをし裾は三ツ巻縫いとする。

脇合わせはインターロック縫いとする。

後身頃上部中央に『印西地区消防』と黒色でプリントする。(消防本部指定字体)

(4) 衿吊

所定のマークを衿付け中央にはさみ縫いする。

(5) 胸ポケット及びネーム

左右各 1 ヶ所で中央にひだを内側にとり、雨蓋付ループボタンマジックテープ併用止めとする。

左側は雨蓋にペン差し穴を付け、ポケットにペン用の巾 2.5 cm のステッチをかける。

左ポケット上にネーム、「救急救命士」（救急救命士に限る）又は「指導救命士」（救急救命士に限る）をマジックテープ止めで取付ける（字体、色、サイズ別途協議）。

(6) 肩当て

巾は中央で約10.5cmとし前身頃、後身頃共はさみ縫いの上表一条の飾り縫いとする。

(7) 袖（長袖）

袖口から約17cmまで16cmのファスナーを付ける。

袖は一枚裁ちとし、タックを2本とりカフスを付ける。（約5.5cm×23cm）にし袖縫い付けは、筒状で縫い付ける。（インターロック縫い）。

左袖にペンライト入れのポケットを付ける。（約5cm×16cm）。

袖口の開きは、約10.5cmとする。

袖の縫い合わせは、地縫いの上、オーバーロックミシンかがりとする。

(8) 袖（半袖）

袖は一枚裁ちとし、タックを2本とりカフスを付ける。（約5.5cm×23cm）にし袖縫い付けは、筒状で縫い付ける。（インターロック縫い）。

左袖にペンライト入れのポケットを付ける。（約5cm×16cm）。

袖口の開きは、約10.5cmとする。

袖の縫い合わせは、地縫いの上、オーバーロックミシンかがりとする。

(9) 肩章

接着芯を張り地縫いの上、飾りミシン縫いをし、肩当ての先端に揃え袖付け時に中に縫い込む。先端に、ネムリ穴をあける。

折り巾約6cm長さ10cmの反射布で出来た筒状を差し込む。

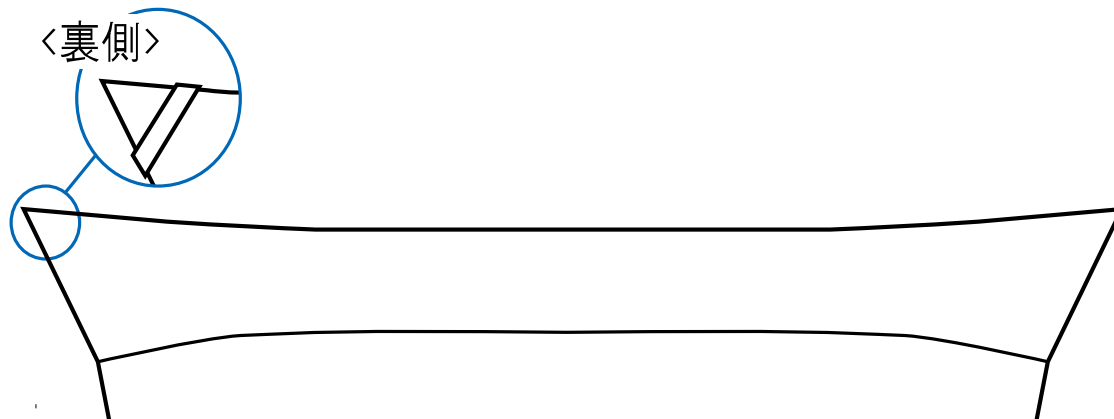
(10) 片布

所定の上前胸ポケット裏に縫い付ける。

(11) 替衿

本体の上衿よりやや大きめで芯地を張り、台衿に5ヶ穴かがりをする。

台衿部の色はNB配色を用いる事とする。



(12) その他

サイズマークは衿吊り合わせに、階級章用マジック台は右ポケット上に、また左ポケット上に「救急救命士」又は「指導救命士」（救急救命士に限る）及び名札用マジック台を縫い付ける。

6 縫製要領（ズボン）

(1) タック

前身は左右各1本を外向きに付ける、深さは約2cm、後身は左右各2本を縫い付けしでとる。

(2) 腰帯

巾3.5cmとし芯地入りで、腰裏はブルーのラッセル入りのマーベルトをつけおとしミシンがけとする。両脇に前カンを付ける。

(3) ベルト通し

巾5cmのものを左右及び後中心3ヶ所に巾2.5cmをその間に縫いつける。

巾5cmのものは下部を三角に上部を浮かせて付ける。

(4) 脇ポケット

芯地入りの斜目切りポケットを左右につけ、口は0.6cmの飾りミシン縫いとする。

口巾は約1.8cm、深さは上部カン止めより約2.9cm、袋巾は約1.6cmとし向当て布を付け、上下口端をかん止めする。

右袋内に小物ポケットを縫いつける。

(5) 尻ポケット

上端より9cm下りに口巾約1.6.5cm深さ約1.8.5cmの張りポケットを左右両側に縫い付ける。上部約4.5cmより下に中央で内側のひだをとり、すみは小丸とする。

(6) 前立て・天狗

前立ては芯地を張りファスナーを縫い付ける。天狗は上部に天狗の鼻を付け穴かがりカン止めとする。前身との間にファスナーをはさみ縫いし、下部をカン止めする。

(7) 膝裏

腰帯下端より膝下まで左右前身にオーバーロックでかがり縫い付ける。

(8) 相引き・内股・尻ぐり縫い

裁目はオーバーロックをかけ相引き、内股は1本針2重環縫い又は1回縫い。尻ぐりは1本針2重環縫い又は2回縫いとする。

(9) 棒シック

天狗裏続きとする。

(10) 袖口

ハーフ仕上げとする。

(11) 片布サイズマーク

上前、脇ポケット、袋地に両方を縫い付ける。

※ 細部については、当消防組合の承認または指示を受けること。

サイズ表

(上衣長袖)

#	胸 囲	着 丈	肩 幅	袖 丈	ネック	中 胴
1	110	81	47	56.5	40	96
2	114	83	48	58.5	41	100
3	118	85	49	60.5	42	104
4	120	81	50	56.5	43	108
5	124	83	52	58.5	45	112

(上衣半袖)

#	胸 囲	着 丈	肩 幅	袖 丈	ネック	中 胴
1	110	81	47	24	40	96
2	114	83	48	25	41	100
3	118	85	49	26	42	104
4	120	81	50	24	43	108
5	124	83	52	25	45	112

(ズボン)

#	腰 囲	帯 下 股 下	渡り巾	裾 巾	股 下
1	73	24	35.5	23.5	85ハーフ
2	76	24	35.5	24	〃
3	79	24.5	35.5	24	〃
4	82	24.5	36	24.5	〃
5	85	25	37	24.5	〃
6	88	25	38	25	〃

7	91	25.5	38.5	25	〃
8	95	25.5	39	25.5	〃

17. 救急服用ベルト

1 ローラーバックル式

- (1) 形状 ベルト長は標準品、長尺品、ベルト巾約33mmとする。
長尺品に適合しないものは、別途対応すること。
- (2) 制式 白色の合成皮革に反射テープを縫い付けたもので、バックルはローラーバックル式、消防章入りとする。
- (3) その他 受注者は、見本を提示し消防本部の承認を受けること。

2 2ピン式

- (1) 形状 ベルト長は標準品、長尺品、ベルト巾約38mmとする。
長尺品に適合しないものは、別途対応すること。
- (2) 制式 白色の合成皮革に反射テープを縫い付けたもので、バックルは2ピン式とする。
- (3) その他 受注者は、見本を提示し消防本部の承認を受けること。

18. 救助服

1 概要

この仕様は、当消防本部における消防吏員用救助服(上下)について定める。

2 総則

- (1) 当救助服の製作に要する費用は、当初に契約した見積額のとおりとし、追加支出は一切認めない。
- (2) 使用素材はすべて良質なものを使用するものとし、特に紡績糸は糸ムラ、織りキズ(ヨリ)ムラなどないもの、また、織上りは均正で、織りキズ、糸節、汚れなど欠点のないものを使用しなければならない。
- (3) 縫製については、各部の縫い合せ部はすべて優良で縫いとび、縫い外れ、その他の欠陥がないよう十分配慮し行い、仕様書に記載なき事項についても良心的に対処すること。また、納入後1年間において製品に隠れた瑕疵があった場合は無償で補修及び交換するものとする。
- (4) 製品の納入に際しては、1着ごとにプレスした後ビニール袋により包装し、氏名、サイズが容易に確認できるようにし、名簿に基づき所属ごとにまとめて納品すること。

- (5) 証明書の提出については、落札者は納品時に使用生地についての紡績メーカーが発行した品質並びに原反出荷済証明書を提出すること。
- (6) 納入業者は早急に試作品を提出し、係員の検査を受けること。この時、仕様書の内容を納入者の解釈にて勝手に変更してはならない。
- (7) この仕様書に疑義を生じたときは、係員の指示を受けなければならない。
- (8) 採寸については、サイズ表による試着ゲージを提出し、各人によりサイズを決定するものとする。(ズボン股下の寸法は各人の体型に合わせて仕上げること。)

3 品名

(1) 冬救助服

救助服上衣 (品番 (株) イマジョーNX4040T0)

救助服下衣 (品番 (株) イマジョーNX4040P0)

(2) 夏救助服

救助服上衣 (品番 (株) イマジョーNX4848T0)

救助服下衣 (品番 (株) イマジョーNX4848P0)

4 型式

(1) 上衣 (品番 (株) イマジョーNX4040T0・NX4848T0)

前立てファスナー(衿先ジップアップ)、脇下ベンチレーション、左右胸両玉縁ファスナー付きポケット、右胸階級台マジック付き、肘刺し子付き、立ち襟部分マジック止め調整用タブ付、肩章付、袖口ファスナー水かき付き、前後身頃切り替え部・肩部刺し子加工、裾シャツ式、ストレッチ

(2) ズボン (品番 (株) イマジョーNX4040P0・NX4848P0)

前立てファスナー、ベルトループ5本付き、両サイドファスナー付アウトポケット
膝・脇・後身・股下部刺し子加工、ストレッチ

5 表生地 (参考生地)

(1) 種類

冬服

東レ NX4040R (C/#BOR)

難燃ストレッチツイル

夏服

東レ NX4848R (C/#BOR)

難燃ストレッチトロピカル

(2) 混紡率

メタ系アラミド (ノーメックス) 94%

パラ系アラミド（ケブラー）	4%
ポリウレタン	2%
導電性繊維混入	
(3) LO1（難燃性）	30以上
(4) ストレッチ性	13%以上

6 条件

- (1) 針数は30mm間に飾り・刺し共に10針以上とすること。
- (2) 縫製糸は生地と同色とすること。
- (3) 主生地について必ずストレッチ性が13%以上のものを使用する事。
- (4) 人間工学に基づく立体裁断及立体縫製で作成する事。
- (5) 縫製の糸調子は上下共ツレ・タルミのないようにし、返し針を完全にすること。
その他不明な点については、消防本部と協議すること。

7 縫製要領

(1) 上衣

ア. 衿

裏衿腰部分にステッチを7本かけ、衿腰より衿端にはジグザグステッチをかける。

衿裏に共生地で当て布を縫い付ける。表衿と縫い合わせ、周囲にダブルステッチをかける。衿・前端にファスナーを前身頃から続けて付ける。裏衿側は突合せとし、ファスナーのムシを見せないように付け、表衿側も顎部保護の為、ムシを見せないようにして付ける。

イ. 前身頃

切り替え部分に表地を2枚重ねし、刺し子加工する。

前立ては見返しと縫い合わせる時、ファスナーを付ける。

表面は突合せとしファスナーのムシを見せないように付け、見返し側も同様とする。

ファスナー端の見返し側よりダブルステッチを裾までかけ、下ファスナー止まり位置に閉止めをする。袖ぐり、脇切り替え部分にはダブルステッチをかける。肩章は縫い止め、先端は釦止めとする。

ウ. 胸ポケット

両胸切り替えにポケットを取り付ける。ファスナーは閉じて外側に取り付ける。

また、左胸ポケット内に2本用のペン刺しポケットを取付ける。

エ. 階級章及びネーム台座

階級章は指定の樹脂製階級章とし、右胸ポケット位置より約10mm上部にタテ25mm幅×ヨコ40mmの階級章マジック台を取り付ける。

左胸ポケット上部約10mm上部にタテ25mm×ヨコ40mmのネーム及びネーム用ワッペン台座を設け、その上部にタテ35mm×ヨコ100mmで「印西地区消防特別救助隊」又は「印西地区消防救助隊」と刺繍したネーム及びネーム用ワッペン台座を取り付ける。※詳細は別途指示

オ. 後身頃

後身頃は肩ヨークと縫い合わせ、脇側は脇身頃と縫い合わせダブルステッチを後身頃側にかける。衿付位置から約250mmまで表地を2枚重ねし、ストレートヨーク型として刺し子加工する。

カ. 脇身頃

脇身頃下側布と袖下続きの上側布を袖下で重ね、上下を離し前後脇線で縫い合わせ、ベンチレーションホール(通気口)を設ける。脇下側布の上端先はオーバーロックの二つ折り始末しダブルステッチをかけ、上側布の下端先は三つ折り始末しダブルステッチをかける。前身頃と前袖を縫い合わせ、脇身頃側にダブルステッチをかける。

後身頃と後袖を縫い合わせ、後身頃・袖側にダブルステッチをかける。

キ. 袖

肩ヨークの続き袖は、肩の部分に表地2枚重ねし、刺し子加工を施し肩先端はダブルステッチで袖に縫い止める。

ヨーク前側は、前身頃・前袖と縫い合わせる時、ヨーク側にダブルステッチをかける。

後袖は肘上部辺りで切り替え2枚ハギとし、ダブルステッチをかける。

ヨーク後側は、後身頃・後袖と縫い合わせる時、ヨーク側にダブルステッチをかける。

腕の長さにより肘の位置が変わるため、それに合わせるため標準サイズ、±3cmの3種類を設けること。

ク. 肘刺し子

左右の肘に当て布をダブルステッチで縫い止める。

ケ. 袖口

後袖の袖口に両玉縁で黒皮持手付きファスナー長さ約170mmを付ける。

カフス先までファスナーを付け、周囲はコバステッチで押さえる。

ファスナー開き部分の内側(ファスナー下)に表地で水カキを付ける。

水カキはカフス先端から開き止まりまでとし、水カキの口は三つ折り始末しステッチで押さえる。シングルカフス付け内側始末は、折り曲げカフス付け側と袖口側にダブルステッチをかける。ファスナーはロックタイプとする。

コ. 裾

シャツ型とし、三つ折り始末しステッチで押さえる。

サ. 片布・サイズ表示・品質表示

片布は左胸ポケット位置の身頃裏面に付け、下にサイズ表示・品質表示を挟む。

シ. 衿吊り

後中心衿ぐりに挟む。

ス. プリント

背中ヨーク中央部に消防本部指定のデザインの黒色でシルクスクリーンにてプリントを施す。(別紙)

(2) ズボン

ア. 前

ウエスト続きの身頃とし、ウエストから膝上までと膝下で2ヶ所切り替え、表地2枚を重ね、刺し子加工をする。ファスナー下から裾まで切り替え、前身頃側にダブルステッチをかける。

イ. 前立て

左上前立てに芯を貼り、約40mm幅と6mm幅の飾りステッチで押さえ左上前ファスナー開き止まり位置は小丸にし、ミシン閉止めをする。見返し奥の裁ち目は芯と共にオーバーロック始末をする。右前ファスナー下に持ち出し布を付け、身頃と持ち出し布のはぎ目にファスナーを挟みコバステッチをかける。持ち出し布は表裏共に表地とし、見返し側の奥端はオーバーロック始末をする。

ウ. 膝当て

表地2枚を重ね刺し子加工し、周囲をダブルステッチで付ける。身長により膝位置が変わるため85cmハーフ、95cmハーフの2種類で膝当ての位置を対応する事。

エ. 内股

前ファスナーから前切り替え線の膝上位置までの上部に刺し子加工をした布をダブルステッチで付ける。

オ. 後

後身はウエストより尻部で切り替え刺し子加工しダブルステッチで押さえる。尻部より裾まで切り替え、ダブルステッチで押さえる。

カ. ウエスト

ウエスト内側はマーベルト仕様とし、上端にステッチをかけ、更に下へ約35mm幅のステッチをウエスト一周にかける。

キ. ベルトループ

ベルトループ幅約90mm、通し幅約60mm、ループの両端にコバステッチをかける。

左右の前切り替え位置・後切り替え位置に4本付け、上端は約0.5cm下げて縫い、下側はダブルステッチで身頃に縫い止めし、両角を閉止めする。

後中心のループ幅約100mm、通し幅中心で約60mm、両端にコバステッチをかけ下端は剣先型とする。上端は約1cm下げて縫い、下側は剣先に合わせて三角形にコバ

ステッチで縫い止める。

ク. アウトポケット

左右脇アウトポケットの幅210mm、長さ220mm、左右にマチ布を付ける。

ポケット口はファスナー開き170mmの突合せとし、玉縁の上下端はコバステッチをかける。ただしハーネスを付けた際にでも使用できるように、ポケット口は斜めとし、ファスナーは閉じて尻側とする。ポケット付け位置も上記を考慮し、ポケット底辺を膝横のハギに合わせる。

四角を門止めする。

ケ. 脇

前後身頃の切り替え部分、膝上あたりまで刺し子加工を施した布をダブルステッチで付ける。

コ. 尻縫い

左後身側へ片倒しをし、ダブルステッチをかける。

サ. 裾

裾はシングル・ヘム幅35mmのミシンタタキ仕上げとし、内周に絞り紐を付け、かかとへの引っ掛けゴム付きとする。

シ. 片布

片布は左脇アウトポケット位置の裏側に付け、下にサイズ表示・品質表示を挟む。

ス. 警告表示

右脇アウトポケット位置の裏側に付ける。

8 寸法表

救助服上衣サイズ表

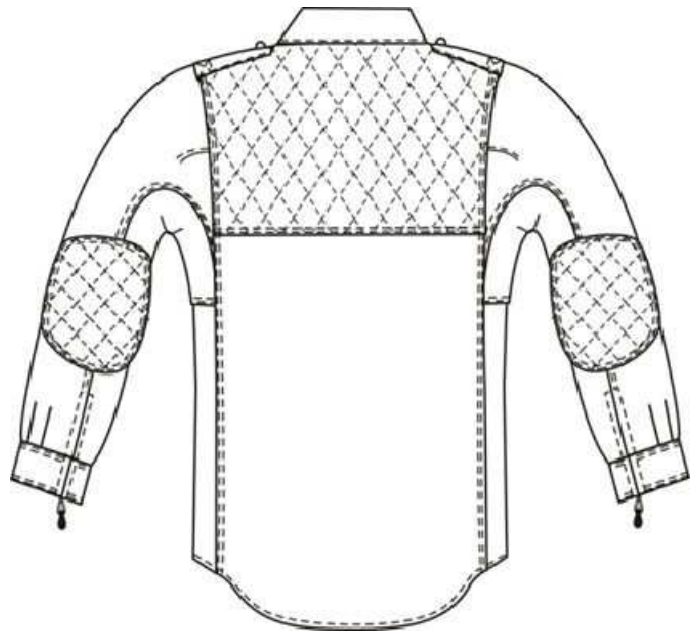
(出来上がり寸法 単位：cm)

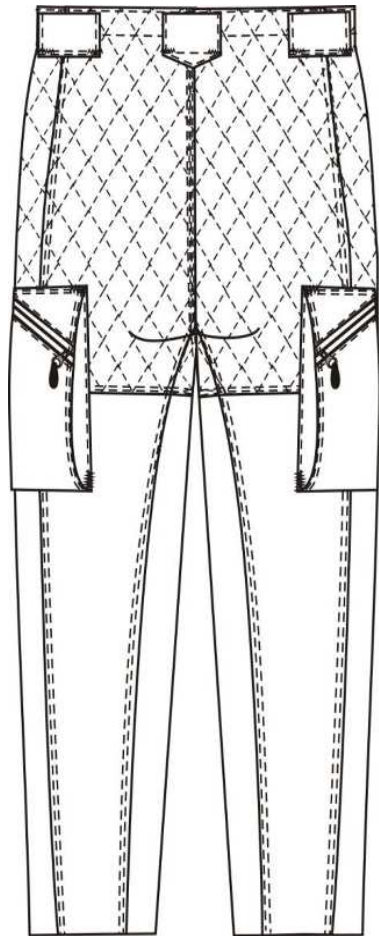
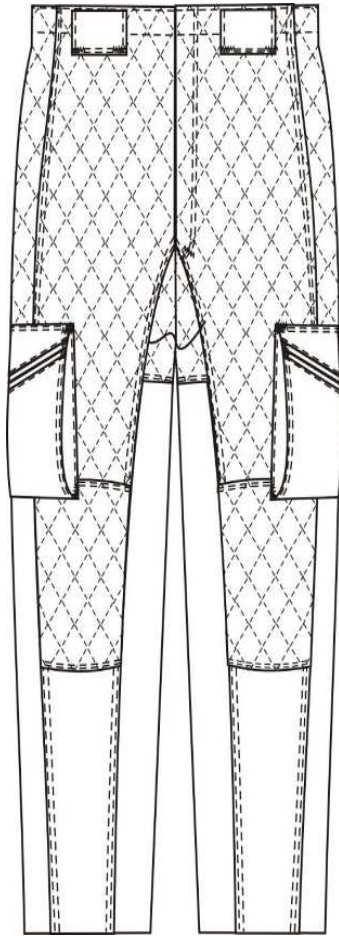
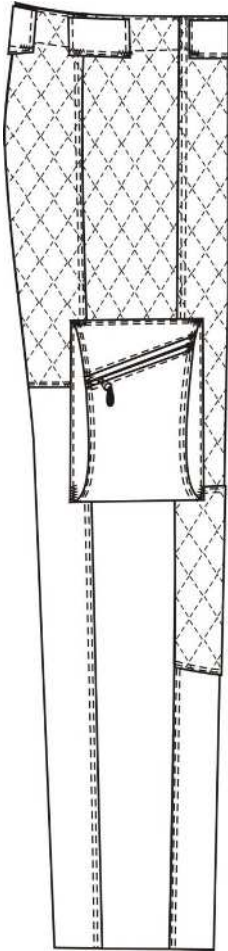
部位 サイズ	着 丈	胸 囲	衿 丈
SS	73	97	77
S	73	101	79
M	75	105	81
L	77	111	84
LL	80	117	86
3L	81	123	89
4L	81	129	91
5L	81	135	94

救助服下衣(ズボン)サイズ表

出来上がり寸法 単位：cm)

部 位 サ イ ズ	ウエスト	ヒ ッ プ	わたり幅	股 下
SS	71	96	32	79
S	75	100	33	79
M	79	104	34	79
L	83	108	36	79
LL	87	112	37	79
3L	91	116	38	79
4L	95	120	40	79
5L	99	124	41	79





<別 紙>

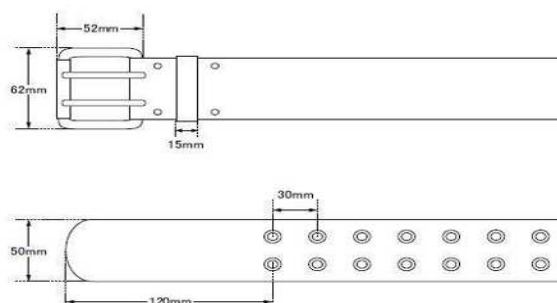
色：ブラック

C寸法：320mm×55mm

印西地区消防

19. 救助服ベルト

素 材	ナイロン100% (平二重織)		
帯 巾	50mm		
帯 厚	2.5mm		
帯 色	オレンジ		
帯 先	高周波 半丸カット		
鳩 目	7個×2 (NO. 21アイレット)		
	素 材	： 真鍮	
	メッキ	： ニッケル	
バックル	2本止め	先ローラー付	
	素 材	： 鉄	
	メッキ	： ニッケル	
	太 さ	バックル直径6mm	ピン直径5mm
サルカン	1.5×15mm		
	ナイロン100% (帯同色系)		
特別仕様	バックル部	取り外し不可	4ヶ所カシメ打ち
	カシメ	： 大カシメ	8.5足
	素 材	： 鉄	
	メッキ	： ニッケル	
全 体	別図参照		



20. 革手袋

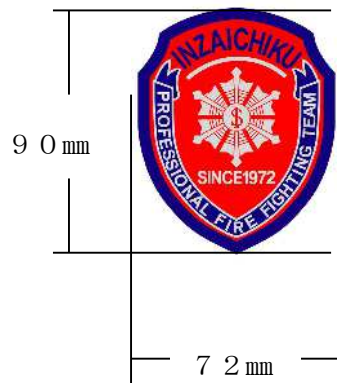
- 1 素材 ケブラー・人工皮革のコンビ加工
- 2 色 白・黒
- 3 サイズ SS、S、M、L、LL

※ SS及びSサイズについては同等品または、同等品以上とし消防組合の承認を受けること。

- 4 その他 受注者は、見本を提示し消防組合の承認を受けること。

21. エンブレム

- 1 素材等、細部については、見本を提示し当消防組合の承認または指示を受けること。



2.2. 防寒服（ブルゾン型）

このブルゾンは、インナー着脱可能な構造とし、アウターには、防風・透湿機能を有するものとする。

品名：エミュファイター® ウインドストッパーブルゾン A-2013

1 使用材料

1) 生地一般

ア. 原糸は糸ムラ、番手ムラ、織ムラなど無い良質なものを使用するものとする。

イ. 織り上がりは均整で、織キズ、糸節、汚れなど欠点の無いものを使用するものとする。

2) 生地規格

●アウター（表生地）

項目	規	格
品名	ウインドストッパー®ファブリクス	
構造	多孔質PTFEを基材とするフィルムにポリエステル布をラミネート加工した2層構造	
混用率	ポリエステル 100%	JIS L 1030 - 2
織度	90±10dtex	JIS L 1096
組織	平織	JIS L 1096
密度	タテ>400/ヨコ>350 (本/10cm)	JIS L 1096
目付	110±20g/m ²	JIS L 1096
寸法変化	±3%以内	JIS L 1096 D 法
引張強さ	タテ 600/ヨコ 300 (N/5cm)	JIS L 1096 ラベルドストリップ法
引裂強さ	タテ 15/ヨコ 15 (N)	JIS L 1096 シングルダグ法
耐水度（初期）	>300 (kPa)	JIS L 1092 高水圧法
撥水度（初期）	>4	JIS L 1092
透湿度	>800 (g/m ² ・h)	JIS L 1099 B - 2 法
通気度	<0.3 (cm ³ /cm ² ・sec)	JIS L 1096 フラジール法
色相	ブラック	

●インナー（キルト）

項目	規	格
生地	ポリエステル 100%	
組織	トリコット	
中綿	ポリエステル 100% (ソロテックス®×エアロトップ®)	
中綿目付	80g±10%/cm ²	

3) 補助材料

	規 格	色 相	使用箇所
ファスナー	YKK 製 5CN T8 OR (止水ファスナー)	オレンジ	前立
〃	YKK 製 5CN F オープンファスナー	黒	中衣止め

2 形状

ブルゾン型とし、脇ポケット2個、左腕部にペン差し付ポケット1個を取り付けること。

3 縫製

【アウター】

1) 衿

衿幅は中央で約9cm、衿先約10cmで飾りステッチ仕上げとする（台衿を含む）。

2) 脇ポケット

表生地に芯入りの雨蓋付切りポケットとし、押しホック1箇所止めとする。

雨蓋裏側はオレンジ配色とすること。

3) 前身頃

両前中央に止水ファスナーを衿上部まで挟み縫いする。

止水ファスナー色はオレンジとすること。

4) 後身頃

ア. 後身頃は1枚ハギとする。

イ. 後身頃の所定の位置（衿台下15cmを文字の上端として左右中心の位置）に「印西地区消防」（オレンジ色）、その下部に「FIRE DEPARTMENT」（オレンジ色）と丸ゴシック体にて入れる。

ウ. 各記入文字については、字体、色、大きさ等について印西地区消防組合と協議することとする。

5) 袖

袖口は約6cmのリブ素材とする。左袖には、約横8cm×縦14.5cmの貼りポケットを縫い付け、左横側をファスナーにより開閉出来る構造とする。貼りポケットの上にペン差し用として横約6cm×縦約12cmの共生地を重ね縫いし、中央にステッチをかけること。

6) 肩章

巾は約5cmとし、端を袖つけの縫い目に縫い込み先端を釦止めとする。

7) 裾まわり

表生地为中心部より約7cmのところまで左右表生地を使用し、それ以外は約6cmのリブ素材による絞り構造とする。

8) 片布

氏名片布を取り付ける。

9) その他

インナー着脱用として、見返し部分にファスナー、衿、裾、袖口付近にループを縫い付けること。

【インナー】

1) 形状

長袖とし、トリコット生地とポリエステル綿をキルト加工したものを使用する。

裾はゴム入りとする。

2) 片布

氏名片布を取り付ける。

3) その他

アウター着脱用のファスナー及びドット釦付テープを設けること。

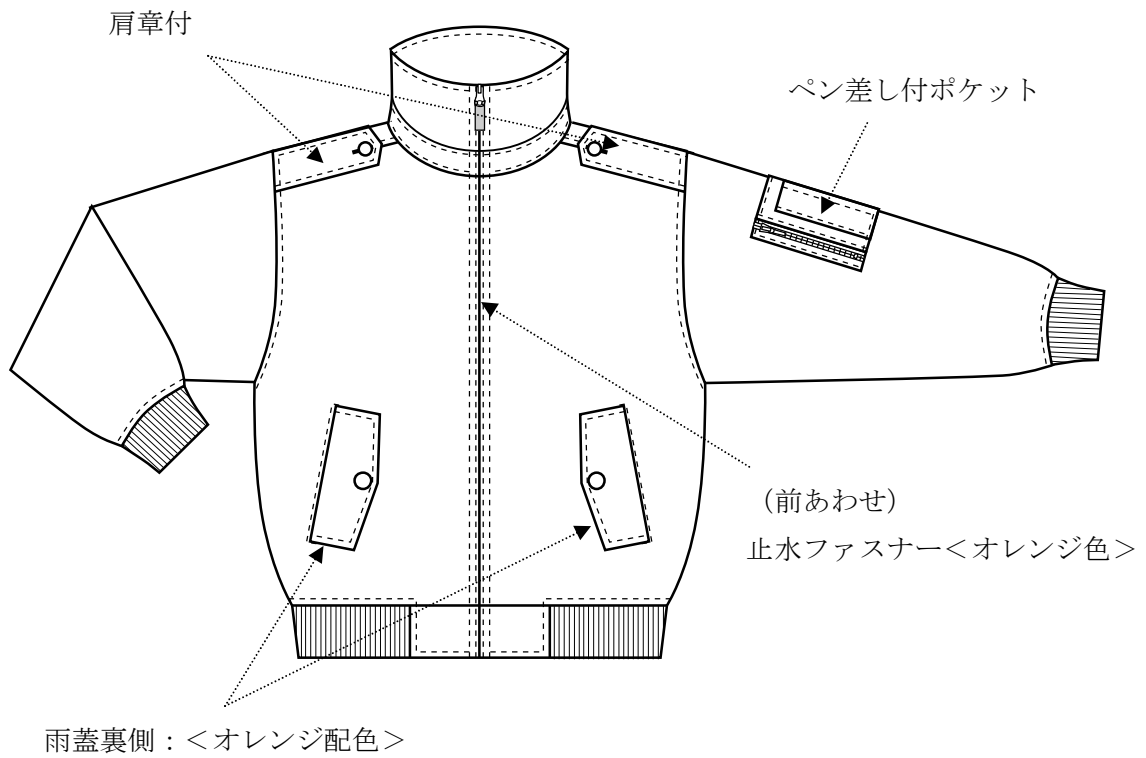
4 寸法

(単位 : cm)

	着 丈	肩 幅	袖 丈	胸 囲
S	62	47	56	114
M	64	51	58	122
L	66	53	60	130
L L	68	55	62	138
3 L	70	57	64	146
4 L	72	59	64	154
5 L	74	61	64	162

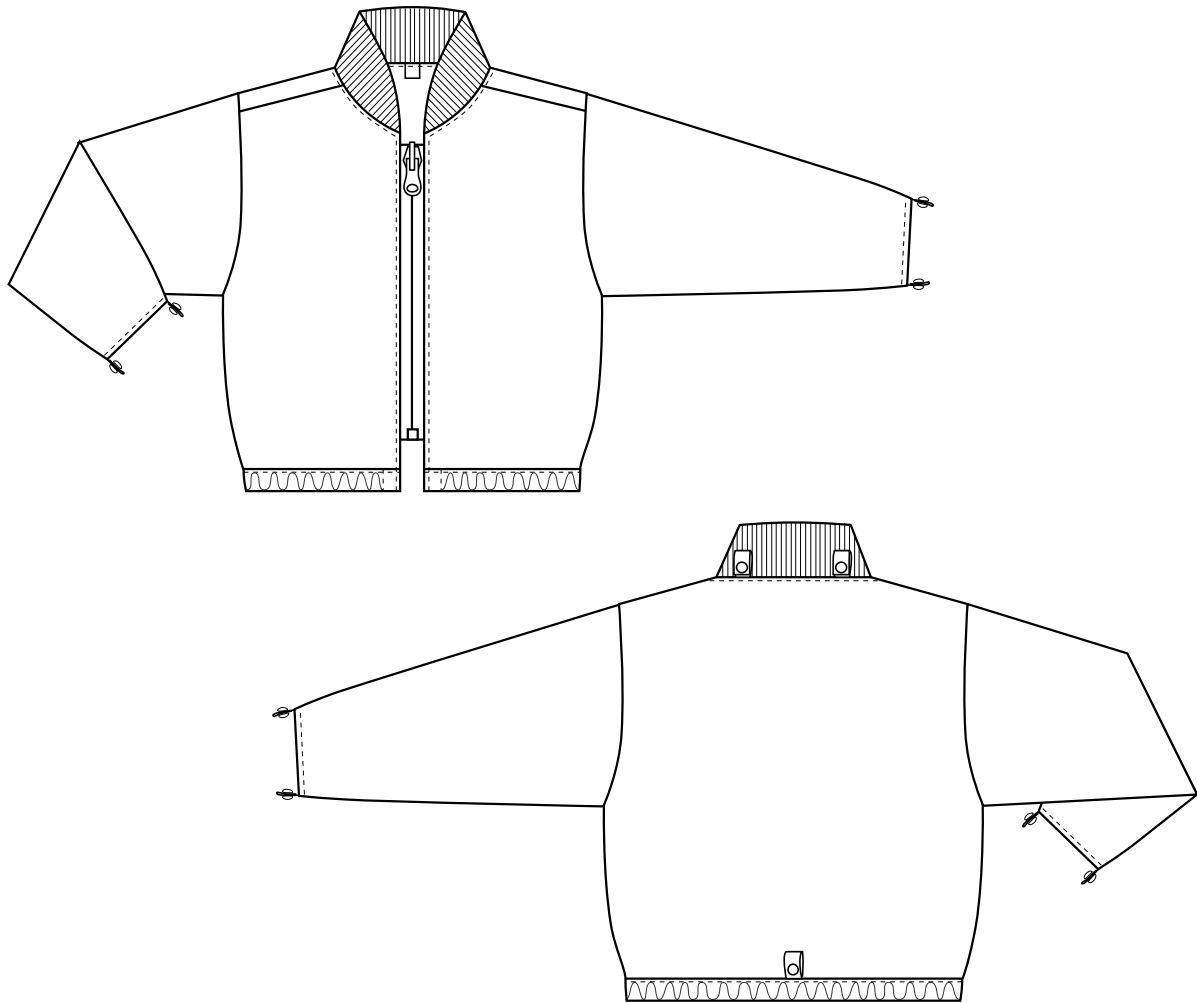
【概要図①】

*アウター



【概要図②】

* インナー (長袖)



23. 雨衣

1 総則

(1) 完成品は寸法、形状等がこの仕様書に定めるとおりであり、傷、汚れ、その他外観を損するようなものであってはならない。

(2) 入札参加者は参考品以外で参加に限り、下記の提出書類及び物を提出し、性能・色等の承認を得てから参加のこと。

ア、製品で使用する生地、反射材の現物見本

イ、生地性能が仕様書内容を満たしていることを証明することができる公的検査機関の証明書。

ウ、反射材のメーカーの発行する「出荷引受書」下記の公的機関による「反射機能試験成績書」

エ、製品がアンサンブルで JIST8127 のクラス3の基準を満たしている事。

公的機関

・一般財団法人 カケンテストセンター

・一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター

*ただし、参考品と同製品で参加に限り、上記は不要とする。

2 型式

(1) 上衣・ズボン・フード・収納袋の4点を一組とする。

(2) 前面を釦止めの二重ヒヨク付、胸ヨーク(空気抜き)、背ヨーク(空気抜き)とする。

(3) 袖付けはセットイン型であること。

(4) 前身頃には切替利用のフラップ付き袋ポケットを両脇に取り付ける。

(5) 上衣裾、袖口、ズボン裾は配色生地で切り替える。

(6) 袖口は内袖付き、内袖口は半ゴム半ベルト調節式とする。

(7) 胸、背、胴、袖、ズボン裾には指定反射帯を2種類取り付ける。

(8) ズボンは股下、脇にハギがあり、前ファスナー開き釦留め、ウエストはゴムとヒモ入りとする。

(9) ズボン裾はファスナー開き、マチ付とする。

(10) フードは3枚接ぎで釦による着脱式、前開きは面ファスナー開き、マチ後にタブ調節、顔回りはヒモで調節が可能なこと。

(11) 背ヨークは LED ライトの装着用アタッチメントを固定できる構造であること。

(12) 身頃裾にはヒモを通し、左右脇のハトメからヒモを出しコードロックで調節を出来るものとする。

(13) 背中にはシルクプリントにて”印西地区消防”とプリントすること。

書体: 丸ゴシック体

プリントサイズ: H50×W350mm

参考品:株式会社ジンナイ 8920 高視認性ナダレスレインスーツ 蛍光オレンジ

3 表地規格

品名 K-8920 ベース色:蛍光オレンジ(指定色) 配色:ネイビー(指定色)

生地規格		試験方法
組織(基布)	平織	JIS L-1096
混用率(基布)	ポリエステル 100%	JIS L-1030
番手	縦 80dtx(基準) 横 80dtx(基準)	JIS L-1096
引裂強さ	縦 18.0N 以上 横 26.0N 以上	JIS L-1096 A-1 シングルタング法
引張強さ	縦 900N 以上 横 850N 以上	JIS L-1096 ラベルドストリップ法 引張速度 20cm/min つかみ間隔 20cm 試料幅 5 cm 試験機 定速伸長形
耐水圧	初期 200kpa 以上	JIS L-1092 B 法(高水圧法)
透湿度	初期 10,000g/m ² /24h	JIS L-1099 B-1 法
撥水度	初期 4 級以上	JIS L-1092 スプレー試験

4 主材料

材 料	仕様	用途
表生地	規格は3. 表地規格の通り。 経年劣化に強く、耐久性の高いものであること。 防水膜は疎水性ウレタン膜を使用すること。	上着・ズボン・フード
タフタ生地	ポリエステル(黒)	上着
目貼テープ	表地に適合し防水性が高く、経年劣化性に優れたものであること。	各接合部分全般
ファスナー	YKK製ビスロンファスナー YKK製コイルファスナー	上着 ズボン
ゴム	丸ゴム 3 mm径 黒 平ゴム 15 mm幅 白 平ゴム 30 mm幅 白	上着 上着 ズボン
ボタン	樹脂製ホック 11.5 mm幅四つ組	上着、ズボン

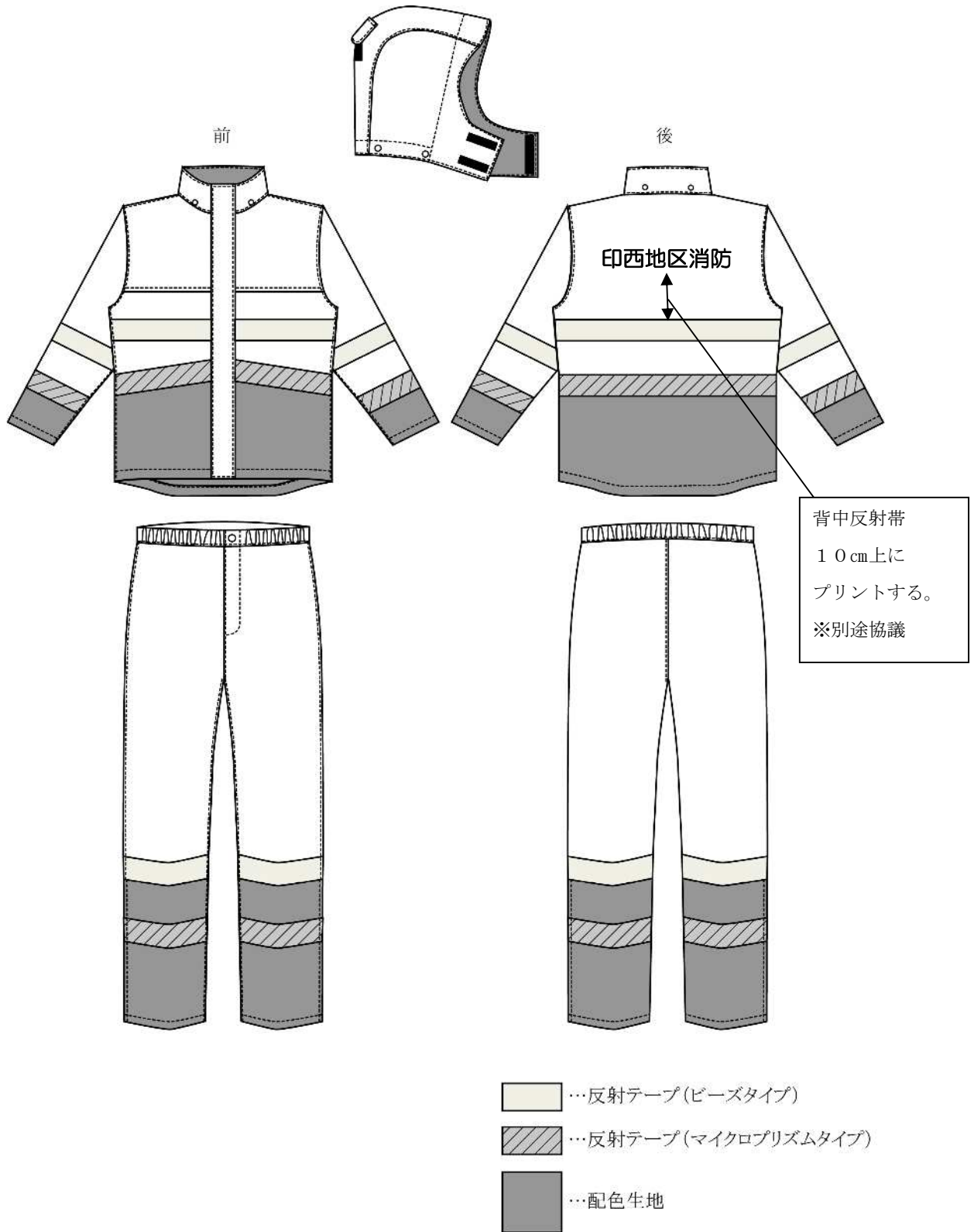
ハトメ	丸プラハトメ 透明 丸プラハトメ 黒	上着、ズボン フード							
紐止め	リング 10 mm 艶消し黒 コードロック 黒	上着 上着							
紐	ナイロン製 中太 黒	フード、ズボン							
面ファスナー	16 mm幅 黒	上着、フード							
衿吊	10 mm幅サテンテープ シルバー	上着							
ブランドネーム	刺繍ナダレス 46 mm×70 mm グレー	上着							
反射帯①	<p>ガラスビーズ製反射テープ シルバー 50 mm幅 * EN471 (Level2) で要求される最低反射係数を有していること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測角</th> <th>入射角</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5°</td> </tr> <tr> <td>0.2°</td> <td>400cd/lx/m²以上</td> </tr> </tbody> </table>	観測角	入射角	5°	0.2°	400cd/lx/m ² 以上	5. 図面指定箇所		
観測角	入射角								
	5°								
0.2°	400cd/lx/m ² 以上								
反射帯②	<p>超高輝度マイクロプリズム広角再帰反射テープ シルバー 50 mm幅 * 表面に水滴が付いた部分も再帰反射する構造であること。 * 表面に傷が付いた時に水や汚れが入り込まないように反射テープには空気層がないこと。 * 気候に関係なく十分な性能を発揮するために周辺温度-40℃に置き24時間放置、23℃で24時間状態調節を行った後、再帰反射材にシワや割れが認められないこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測角</th> <th>入射角</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5°</td> </tr> <tr> <td>0.2°</td> <td>1,000 cd/lx/m²以上</td> </tr> <tr> <td>0.33°</td> <td>600 cd/lx/m²以上</td> </tr> </tbody> </table>	観測角	入射角	5°	0.2°	1,000 cd/lx/m ² 以上	0.33°	600 cd/lx/m ² 以上	5. 図面指定箇所
観測角	入射角								
	5°								
0.2°	1,000 cd/lx/m ² 以上								
0.33°	600 cd/lx/m ² 以上								

5 寸法

単位:cm

サイズ	種類	上衣			ズボン		
	部位	着丈	胸囲	袖丈	総丈	股下	腰囲
SS		65	112	80	98	69	97
S		68	115	82	100	71	100
M		71	118	84	103	73	103
L		74	121	87	105	75	106
LL		77	124	89	108	77	109
EL		81	127	92	111	79	112
4L		85	134	94	112	80	124
5L		85	144	94	113	80	138

6 図面



24. 防塵眼鏡(ゴーグル)

1 概要

このメガネは、ゴーグルタイプとする。

2 メガネの条件

石綿粉塵の人体への付着を防ぐ十分な機能を有し、視力矯正用メガネの併用が可能であること。

3 型式

形状および防塵性能は株式会社タバタ製セイバービジョン：ダブルレンズ（又は同等品以上。）とする。

4 材質

(1) 眼ガラス（レンズ）

外側、内側ともに防曇加工が施されたもので、時間経過による曇止め性能変化が小さいものであること。

また、透明な材質で、耐熱性に優れたもので、ダブルレンズとすること。

(2) 眼 枠

顔面とメガネが密着し石綿粉塵が容易に浸入しない形状及び材質であること。

(3) アジャスター等

ワンタッチアジャスターにより長さの調整が可能で、また、保安帽専用ヘルメットクリップにて、固定ができること。

5 色

マットブラックとする。

6 付属品

保安帽専用ヘルメットクリップ

年度	令和5年度		印西地区消防組合消防本部		
事業名	職員被服購入				
納入期限	令和6年3月29日(現職員分)・令和6年3月15日(新規採用分)				
納入先	印西地区消防組合消防本部				
概物要品	別添仕様書のとおり				
金額		金額			
番号	内 訳	数量	単位	単 価	金 額
1	活動服(冬)上衣	57	着	円	円
2	活動服(冬)ズボン	62	着	円	円
3	活動服(夏)上衣	50	着	円	円
4	活動服(夏)ズボン	81	着	円	円
5	活動服ベルト(2本ピン)	52	本	円	円
6	アポロキャップ(冬)	26	個	円	円
7	アポロキャップ(夏)	26	個	円	円
8	Tシャツ(半袖)	143	着	円	円
9	Tシャツ(長袖)	58	着	円	円
10	Yシャツ	39	着	円	円
11	制服上衣(冬)	8	着	円	円
12	制服ズボン(冬)	13	着	円	円
13	制服(夏)長袖	14	着	円	円
14	制服(夏)半袖	9	着	円	円
15	制服ズボン(夏)	18	着	円	円
16	制服ベルト(冬用革)	37	本	円	円
17	制帽(冬)	11	個	円	円
18	制帽(夏)	9	個	円	円
19	ネクタイ	22	本	円	円
20	防寒衣	9	着	円	円
21	白手袋	71	双	円	円
22	救助服(冬)	3	着	円	円
23	救助服(夏)	16	着	円	円
24	救助服(ベルト)	8	本	円	円
25	救急服(冬)上衣	24	着	円	円
26	救急服(夏)半袖	17	着	円	円
27	救急服(夏)長袖	15	着	円	円
28	救急服冬ズボン	25	着	円	円
29	救急服夏ズボン	48	着	円	円
30	救急服ベルト	13	本	円	円
31	救急服ベルト(2本ピン)	18	本	円	円
32	救急服替え襟	72	枚	円	円
33	雨衣	73	着	円	円
34	皮手袋(白)	38	双	円	円
35	皮手袋(黒)	75	双	円	円
36	階級章	72	双	円	円
37	ゴーグル	22	個	円	円
38	エンブレム	2	枚	円	円
	小 計				円
	消費税相当額				円
	合 計				円

年度	令和5年度	印西地区消防組合消防本部			
事業名	職員被服購入				
納入期限	令和6年3月29日(現職員分)				
納入先	印西地区消防組合消防本部				
概物要品	別添仕様書のとおり				
設 計 金 額					
番号	内 訳	数量	単位	単 価	金 額
1	活動服(冬)上衣	53	着	円	円
2	活動服(冬)ズボン	58	着	円	円
3	活動服(夏)上衣	46	着	円	円
4	活動服(夏)ズボン	77	着	円	円
5	活動服ベルト(2本ピン)	50	本	円	円
6	アポロキャップ(冬)	24	個	円	円
7	アポロキャップ(夏)	24	個	円	円
8	Tシャツ(半袖)	139	着	円	円
9	Tシャツ(長袖)	54	着	円	円
10	Yシャツ	37	着	円	円
11	制服上衣(冬)	6	着	円	円
12	制服ズボン(冬)	11	着	円	円
13	制服(夏)長袖	12	着	円	円
14	制服(夏)半袖	7	着	円	円
15	制服ズボン(夏)	16	着	円	円
16	制服ベルト(冬用革)	35	本	円	円
17	制帽(冬)	9	個	円	円
18	制帽(夏)	7	個	円	円
19	ネクタイ	20	本	円	円
20	防寒衣	7	着	円	円
21	白手袋	69	双	円	円
22	救助服(冬)	3	着	円	円
23	救助服(夏)	16	着	円	円
24	救助服(ベルト)	8	本	円	円
25	救急服(冬)上衣	24	着	円	円
26	救急服(夏)半袖	17	着	円	円
27	救急服(夏)長袖	15	着	円	円
28	救急服冬ズボン	25	着	円	円
29	救急服夏ズボン	48	着	円	円
30	救急服ベルト	13	本	円	円
31	救急服ベルト(2本ピン)	18	本	円	円
32	救急服替え襟	72	枚	円	円
33	雨衣	71	着	円	円
34	皮手袋(白)	36	双	円	円
35	皮手袋(黒)	73	双	円	円
36	階級章	70	双	円	円
37	ゴーグル	20	個	円	円
38	エンブレム		枚	円	円
	小 計				円
	消費税相当額				円
	合 計				円

年度	令和5年度	印西地区消防組合消防本部			
事業名	職員被服購入				
納入期限	令和6年3月15日(新規採用分)				
納入先	印西地区消防組合消防本部				
概要 要品	別添仕様書のとおり				
設 計 金 額					
番号	内 訳	数量	単位	単 価	金 額
1	活動服(冬)上衣	4	着	円	円
2	活動服(冬)ズボン	4	着	円	円
3	活動服(夏)上衣	4	着	円	円
4	活動服(夏)ズボン	4	着	円	円
5	活動服ベルト(2本ピン)	2	本	円	円
6	アポロキャップ(冬)	2	個	円	円
7	アポロキャップ(夏)	2	個	円	円
8	Tシャツ(半袖)	4	着	円	円
9	Tシャツ(長袖)	4	着	円	円
10	Yシャツ	2	着	円	円
11	制服上衣(冬)	2	着	円	円
12	制服ズボン(冬)	2	着	円	円
13	制服(夏)長袖	2	着	円	円
14	制服(夏)半袖	2	着	円	円
15	制服ズボン(夏)	2	着	円	円
16	制服ベルト(冬用革)	2	本	円	円
17	制帽(冬)	2	個	円	円
18	制帽(夏)	2	個	円	円
19	ネクタイ	2	本	円	円
20	防寒衣	2	着	円	円
21	白手袋	2	双	円	円
22	救助服(冬)	0	着	円	円
23	救助服(夏)	0	着	円	円
24	救助服(ベルト)	0	本	円	円
25	救急服(冬)上衣	0	着	円	円
26	救急服(夏)半袖	0	着	円	円
27	救急服(夏)長袖	0	着	円	円
28	救急服冬ズボン	0	着	円	円
29	救急服夏ズボン	0	着	円	円
30	救急服ベルト	0	本	円	円
31	救急服ベルト(2本ピン)	0	本	円	円
32	救急服替え襟	0	枚	円	円
33	雨衣	2	着	円	円
34	皮手袋(白)	2	双	円	円
35	皮手袋(黒)	2	双	円	円
36	階級章	2	双	円	円
37	ゴーグル	2	個	円	円
38	エンブレム	2	枚	円	円
	小 計				円
	消費税相当額				円
	合 計				円